

# 研究紀要

## 第 6 号

### (目 次)

#### 論 文

##### ドイツ関税同盟小論

—その自由貿易的性格について—……………久 慈 栄 志 1

高校生の体力評価に関する統計的分析……………音 海 紀一郎 (1)

#### 史料紹介

中世の焼畑史料について……………新 井 孝 重 17

#### 紹介と書評

##### ベルゲン・グリューンの『最後の旅行』

—ヴィンケルマンの死—……………前 田 信 輝 (11)

畠山次郎著『木曾義仲』……………小 林 敦 23

#### 翻 訳

##### オット・アーレンツ著

『ヴィンケルマンの教師時代』……………前 田 信 輝 (19)

#### 随 想

##### エラスムス

『文学の宿命』(ジョルジュ・デュアメル)……………林 和 人 (29)

1982

獨協中学校・高等学校

—執筆 者—

新	井	孝	重	.....	社会科教諭
音	海	紀	一	.....	体育科教諭
久	慈	栄	志	.....	社会科教諭
小	林		敦	.....	国語科教諭
林		和	人	.....	英語科講師
前	田	信	輝	.....	ドイツ語科教諭

(五十音順)

# ドイツ関税同盟小論

——その自由貿易的性格について——

久慈 栄 志

〔はじめに〕

一九世紀ドイツ社会経済史研究の、基本的な、しかし最も重要なテーマは「ドイツ経済の国民的統一とその自立」であろう。

なぜなら、このことは、ドイツにおける産業資本の形成・確立の問題、従つてまた、封建制から資本制への移行の問題と不可分な関係にあるからである。

一八三四年に成立した「ドイツ関税同盟」《Der Deutsche Zollverein》（以下「関税同盟」と略）は、領邦的規模で分立していたドイツ各地の経済圏に、ともかくも一定のまとまりを与え、一八七一年の政治的統一と、これに対応したドイツの「国民経済」の形成にとつての前提条件となつたことは周知の通りである。

「後進国」ドイツの経済的統一過程の歩みは、国内市場の形成、ひいてはドイツ資本主義の再生産構造の確立に他ならないが、その性格はイギリス資本主義と、これを中心とする国際的な分業体

制に対立しつつ、それからの経済的自立の過程として展開した、いわゆる「イギリスからの解放」„Los von England“であると言える。

本報告では関税同盟成立の経緯に焦点をあてつつ、ドイツ経済の自立の実現にとつて、それがいかなる意味を持ったのか——を考察してゆきたい。

一九世紀初頭に始まるドイツの近代化過程を概観する時、我々はそのに顕著な二つの特徴を見出すことが出来る。むろん、近代化が西欧諸国、とりわけイギリスに対する後進国という危機意識の下での近代化であつたことは言うまでもない。

まず第一は、ドイツの富国強兵の過程が、近代化、産業化の過程と同時並行している点である。この国の強大化は、イギリスに代表される先進資本主義諸国に対する「後進国」としての資本主義化にほかならない。

第二は、ドイツ産業革命が完成する十九世紀後半（さらに二十世紀初頭まで包含しうるが）の時代は、先進国は既に近代化（産業化）を成し遂げ、「高度資本主義段階」へ移行しつつあつたことである。「金融・独占資本主義」あるいは「帝国主義」と呼ばれる段階である。

ヴィルヘルム二世の「新航路政策」以来、ドイツは世界強国への道を選択することとなるのだが、その為には、単に先進諸国の近代化を模倣するのみでは到底不可能であり、何としても短期間にして高度資本主義国の一角を占める必要があった、という点であらう。

ドイツは一八四〇年代に「テイク・オフ」(Take-Off)を迎え、産業は飛躍的發展を遂げるが筆者はここで一つの疑問を提起したい。

それは関税同盟に関する従来の一般的解釈である「先進国の経済攻勢に対する経済的バリアー設定による保護効果」の過大評価である。前述のドイツ近代化の二特徴を理解する上でもこの疑問の解明は不可欠と思われる。すなわち、「テイク・オフ」に関税同盟がいかに関わり、さらに一九世紀末の「高度資本主義化」に<sup>(注1)</sup>いかなる影響を及ぼしたのか、を明らかにすべく筆者はまず、関税同盟のもつ保護主義的性格の再検討を試みた次第である。

(→)

十九世紀初頭のドイツは、既にウェストファリア条約以後、大小二百数十の領邦国家に分裂したままであり、神聖ローマ帝国も有名無実となっていた。この状態はウィーン会議後も何ら変化するものではなかった。

社会、経済の様相はエルベ川の東西で異なり、西側では、地方により若干の差はあるものの、地主貴族と農民との間の封建的隷属関係は薄れ、農民は貨幣地代の納付によって、小作人の地位を保つことが出来た。

東エルベでは依存としてグーツヘルシャフト(Gutschenschaft)<sup>(注2)</sup>が残存しており、当該地におけるユンカー(Junker)の権力は絶大で、村民(農民)に対する裁判権・警察権をあわせ持っていたのである。

ユンカーは、農業生産力増大の為に、農民の土地を収奪することにより直営地を拡大し、世襲的な隷農を賦役労働に従事させ、商業的農業を営んでいた。

以上のように、当時のドイツは概して封建的であり、農業主体の国家であったと言えよう。この事は「都市は関税壁によって農村地帯から区別されていたとは言え、都市の市民は農耕と畜育で自らの生計を立てていた」<sup>(注3)</sup>との点からもうかがえるし、実際十九世紀初頭まで手工業者が農村に定着することが禁じられていた為、都市と農村との生活にさほど差はなかったのである。

ゾムバルト(W. Sombart)の報告によると、一八〇二〜三年にプロイセンの諸都市には、六三四八六の穀倉があり、ブレスラウ州の市には四四〇〇の穀倉と五四九二の厩舎があった。一八〇一〜二年にはプロイセン諸都市は耕作で一〇五〇万ターラー、牧畜

で七〇〇万ターラーを得た<sup>(注4)</sup>というから、都市内においてもかなり農業生活的色合いが濃いと言える。

しかも、政治的分裂のゆえに大規模な市場組織が形成し得なかつたことは、この国の経済的發展に大きな障害となつた。

一八〇七年に始まるシュタイン、ハルデンベルクの改革の柱がいわゆる経済改革であつたこともうなずけよう。

(二)

ドイツの社会、経済的立ち遅れの要因の一つとして、小邦分立を挙げたが、実際一八世紀においては三六〇もの諸侯が対立し独立した政治体を形成していた。ウーン会議の結果、これらは、かなり整理統合されたのであるが、尚も三十五領邦、四自由市に分裂したままであつた。各領邦は互いに隣国を外国とみなし、関税も異にしていた。

三六〇もの領邦が存在した時代には、ある旅行者は「三六〇の領邦は騎士から皇帝までの位階を表わす。一日の旅行で自由市、僧領、帝国騎士所有の村、方伯、公爵、王の各所領を通ることになりかねない<sup>(注5)</sup>」と述べている。

このような無数の領邦が統合されたとしても、各領邦は、異なつた歴史と社会を持つ旧小邦の寄せ集めにすぎなかつた。結果として、一領邦内にいくつもの関税を有するまことに不便きわまり

ない状態となつてしまつた。

大国プロイセンでは六十七種の関税率と一一九種の貨幣が流通していたのであるが、これがいかなる結果をもたらすかは容易に想像出来よう。

次に当時のドイツ国内事情を示した二、三の報告を挙げよう。

「ドイツにおける三十八の関税と通過税は国内の交通を麻痺させ、例えば人体のすべての関節が縛りあげられ、血液の流れが妨げられるのと同様な結果をもたらしている。ハンブルクとオーストリア、ベルリンとスイスの間で仕事をしようとする者は一〇の領邦を横断し一〇の関税、通行税に精通し、通過税を一〇回支払わねばならない。(中略)彼らは羨望の眼差しでラインの彼方を見る。そこには一つの大国があり、英仏海峡から地中海まで、オランダ国境からイタリアまで、一人の関税吏に会うことなく自由な河川と道路によって商業が行なわれている。ドイツの商業は、かつてハンザ時代には、ドイツ船舶の保護の下に世界の貿易を担っていたが、今では三十八の関税によって崩壊の危機にたたされている<sup>(注6)</sup>」

「ヨーロッパのあらゆる市場から我々の産業は関税線によって排斥されているが、逆にヨーロッパのあらゆる産業はドイツに公開された市場を有する<sup>(注7)</sup>」(ラインの一工場主)

交通事情に関しては「悪路を馬車で行くにはきわめて偉大な心

的、身的能力を必要」とし、<sup>(注8)</sup>また「夏はほこり、冬は泥の道路が馬車の走行を鈍らせ、木の切り株や石で立往生する馬車が続出し、それが新聞記事の格好のタネとなっている」<sup>(注9)</sup>有様であった。若干、感情的内容とも思われるが、一概に誇張とばかりは言えぬだろう。

イギリスに産業革命がおこった一七八〇年代、ドイツは未だ絶対王政の段階にあった。しかも極端な政治的分裂状態ゆえに、絶対王政とは言え、それは「領邦絶対王政」に等しかった。

ところでプロイセンは啓蒙専制国家の典型であるが、啓蒙専制国家であるということは、対外的には、その資本主義化あるいは近代化の遅れのゆえに先進国に追いつく為に、他方、国内的には絶対王政の均衡勢力の一つである市民層の弱体ゆえに、王(国家)自ら、富国強兵に立脚した近代化政策を推進する、という内容を含んでいる。またプロイセンは後進性ゆえに、農工商すべての領域で王政の援助を必要としていた。この現実、関税同盟の性格にも多大に影響をおよぼしている。

さて、一国の資本主義的経済発展にとって国内市場の形成は絶対条件<sup>(注10)</sup>と言える。

ドイツの政治的分裂状態はナポレオンによる占領後、幾分克服されたとは言え、統一とは程遠い状態であった。ゆえに一八三四年の関税同盟の形成は、経済的統一への第一歩をしるし、また鉄

道建設を主軸として展開されるドイツ産業革命にとって、不可欠であった。

以下プロイセン主導の下に誕生した「関税同盟」を、成立に至る経緯を概観することにより、その性格を明らかにしてゆきたい。

(三)

フィッシャー(W. Fischer)はドイツの関税統一の段階——究極的にはオーストリア排除の小ドイツ主義的統一となるが——を次の三つの時期に区分している。<sup>(注11)</sup>

- 1 一八一九——一八六七年
- 2 一八六七——一八七一年
- 3 一八七一年以降

第一の時期は、「プロイセン関税法」<sup>(注12)</sup>(一八一八年五月二十六日法制化、一八一九年一月一日実施、但し、西部諸州は九月二〇日実施)の成立から、一八三四年の「ドイツ関税同盟」の成立、そして「北ドイツ連邦」(Norddeutscher Bund)誕生までである。

第二の時期は北ドイツ連邦(それ自体が一つの関税同盟である)及び、それに加入していないバイエルン、ヴュルテンベルク、バーデン、ヘッセン・ダルムシュタットを含む、従来からのドイツ関税同盟とが、併存する時期である。

第三の時期は「ドイツ帝国」成立である。(但し、関税同盟に加入しつつも、ドイツ帝国に属していないルクセンブルク、逆に帝国に属しつつも、一八七一年時点で関税同盟未加盟であった自由市ハンブルク、ブレーメンは例外)

関税同盟を論ずる際、我々はまず、その「前史」をひも解かねばならない。フィッシャー区分の第一の時期である。

ところで、関税同盟は一八三四年に突如として成立したのではない。

関税改革を断行したプロイセン及び諸邦が、各々プロイセンとの間で個別に関税協定を締結(せざるをえなかった、と表現する方がより適切であるが)、さらに複数の関税協定が統合されて関税同盟へと発展するのである。<sup>(注13)</sup>

一八一八年のプロイセンの「関税法」は、前年一八一七年一月四日、時の大蔵大臣ビュロー(Ludwig Friedrich Viktor von Bülow)が国王フリードリヒ・ヴィルヘルム三世(Friedrich Wilhelm III)に提出した、間接税を中心とした税制改革法案のうち、「外国商品への課税」に関する部分が法制化されたものである。<sup>(注14)</sup>

特色としては――

①対内的には、六七種の異なった関税率を撤廃し、関税統一を實現し、国内市場の外枠が形成された。

②対外的には「貿易の自由」(Handelsfreiheit)の原則を貫き、中程度の国境関税を設定し、財政収入を確保した。

③プロイセン関税法の関税率が関税同盟のそれに採用されることとなる。<sup>(注15)</sup>

この法律はマースェン(Maassen)によって起草され、平均約一〇%の従価関税は「測り知れぬほど賢明、かつ最も科学的」<sup>(注16)</sup>との評価もあるが、実際はプロイセンの国益、そしてユンカーの利害を反映する以外の何ものでもなかったのである。<sup>(注17)</sup>

一般に重商主義的経済政策がとられていた当時のヨーロッパにあって、異例とも言える自由主義的関税政策であったのだが、この裏には、⑦保護関税を主張する製造業者の利害、①自由貿易を指向するユンカー及びハンザ都市商人の利害、そして⑦自由通商による税収増大をはかろうとする、プロイセン政府の財政的利害が交錯し合っていた。

結局、調停的な、第三の財政的利害に落ちついたが、内容的には、ユンカーの利害が強く考慮されていたのである。

課税の内容はおおむね、次の様であった。

通貨が多種類の為、価格の統一表示が困難であったという理由から、「従量関税」と決定した。

原料は、原則として無税で輸入。

製造品は、従価換算約一〇%の課税。

植民地商品及び、プロイセン領内を通過する商品に対する通過関税は、「財源確保」の爲、比較的高率であった。

結果として従量税は、重量少なく、良質のイギリス製品にとつて有利に作用し、反対に粗悪、かつ重量多きドイツ製品に対しては不利となつたのである。<sup>(注18)</sup>

#### (四)

では、他のドイツ諸邦は如何なる対応を示したのであろうか。主なものに関して検討したい。

外国に対しては自由貿易的、ドイツ諸邦に対しては保護貿易的機能を有したプロイセン関税法は、またたく間に諸邦の反発を招いた。

わけでも不満は「財政的考慮から設けられた高い通過関税と、密輸を不可能にする程厳格なプロイセンの関税徴収業務<sup>(注19)</sup>」に向けられた。

西南ドイツ諸邦の間では政府ベースの話し合いが幾度ももたれ、対策を検討した。

カールスバート閣僚会議(一八一九・八月)やウイーンでの閣僚会議(一八一九・十一月〜一八二〇・六月)が主なものである。バーデン、ヘッセン・ダルムシュタット、ナッサウ、バイエルン、ヴュルテンベルクが会議のメンバーである。

諸邦は「全ドイツ関税同盟」への足がかりとしたいとの大いなる期待を抱いて会議に臨んでいた。

元来、南北ドイツは、地理的、宗教的、また産業構造の違いから、何事につけても対立関係にあった。

しかし、期待もむなししく、ライン川沿岸の小国バーデン、ヘッセン・ダルムシュタット、ナッサウと、南ドイツの二領邦バイエルン、ヴュルテンベルクとの間に、決定的な意見の相違が確認された。

バーデン等三邦は、中継商業の爲に国境を開放し、低い輸入税を主張したのに対し、南ドイツ二邦は、自由貿易には関心を示さず、高い輸入税を取り入れた共同の国境関税制度を有する独自の関税同盟を主張した。<sup>(注20)</sup>

ヘッセン代表デュ・ティル(Du Till)やバーデンのネベニウス(Karl Friedrich Nebenius)の努力にもかかわらず、歩み寄りの見られぬまま、南ドイツとライン沿岸小邦との合同関税同盟は実現しなかつた。<sup>(注21)</sup>

バイエルン、ヴュルテンベルクの二邦は、一八二八年一月「南ドイツ関税同盟」を形成した。

時期が前後するが、一八二〇年代、ことに一八二五年モツツ(Friedrich Christian Adolph von Moltz)がプロイセンの大蔵大臣に就任して以来、全ドイツ諸邦を包含する関税同盟結成に向け

て隣邦への積極的な働きかけが開始された。

一方、中・南部ドイツ諸邦でもこれに対抗して独自の関税同盟を結成してゆくことになる。

次に、ごく大ざっぱに各関税同盟についてふれておく。<sup>(注22)</sup>

(A)南ドイツ関税同盟（バイエルン・ヴュルテンベルク間・一八二八年一月一八日成立）

西南ドイツ諸邦による統合関税への試みが失敗したことにより、利害を等しくするバイエルン、ヴュルテンベルク間で締結された。

両国間の国境関税を廃止、同盟外諸邦との間の国境で関税を徴収。

合同関税収入は人口に比例して配分、等が主たる内容である。

(B)北ドイツ関税同盟（プロイセン・ヘッセン間・一八二八年二月一四日成立）

人口の九割が農民である農業国ヘッセン・ダルムシュタットも他邦同様、プロイセン関税に悩まされていた。

わずかなる工業も、その販路がプロイセンであった為に製造品に対する高関税は死活問題であった。困窮を訴える声はあとをたたず、マインツの商人は「もはやこれ以上プロイセンの関税を負担することは出来ない」と言明し、ピンゲンのぶどう酒商

人は「暮しが豊かで、ぶどう酒が三倍もの高値で売れる対岸のプロイセン領に移住した」という例からもその影響大なることが充分にうかがい知れよう。<sup>(注23)</sup>

一八二四年、ヘッセンは輸入関税「中程度」の自主関税を設定（従量税）したが、効果は期待出来なかつた。<sup>(注24)</sup>

その後、バイエルン、ヴュルテンベルクから関税、通商条約への誘いもあったが、かくの如きせばつまった窮状のもとで宰相デュ・ティルが選択した道は「プロイセンへの接近」であつた。<sup>(注25)</sup>

南ドイツと結ぶより、プロイセンの方が有利であろうとの判断である。

交渉の過程は割愛するが、ヘッセン側の「本心は関税の自主管理を保障した同盟としたいが、認められぬなら、通商条約でもやむをえない」とした二段構えの心づもりも、プロイセン側の譲歩によって、個別の関税管理を伴った完全な関税同盟として成立した。

以上の如く「対等な資格」で締結され、小邦ヘッセンに対し、財政的には多少の不利益にも目をつぶったプロイセンだが、あの「一八一八年の関税率だけは決して譲歩しなかつた。

その税率がユンカー利害を反映したものに他ならないからである。

(C) 中部ドイツ通商同盟 (ザクセン、ハノーバー、クアヘッセン、  
ブラウンシュヴァイヒ、ナッサウ、テューリンゲン・一八二八  
年九月二四日成立)

南北二つの関税同盟の成立によって、ドイツの約六五% (除・  
オーストリア) を包含する二つの広大な共同市場が形成され  
た。中・北部諸邦は次第に通商路がせばめられてゆく現状を黙  
視しえず、急きよ同盟を結成した。

イギリス商品の中継貿易の爲の通商路を、プロイセン関税領域  
外に確保することを目的に、他の関税同盟に加入せぬことを義  
務づけていた。

だがプロイセンとの「道路戦争」(Straßenkrieg) に敗れるにお  
よび、また南ドイツ関税同盟が一八二九年以降急速に北ドイツ  
関税同盟に接近したことも相まって、同盟機能も發揮しえな  
くなり、一八三四年のドイツ関税同盟へと至るのである。<sup>(注27)</sup>

筆者は、ごく簡略に各関税同盟成立のいきさつを概観したが、  
ここで我々は従来の認識を改める必要がある。

すなわち、「ドイツ関税同盟」が、その名称から受ける保護主  
義的ニュアンス、そして国民総意の結実である、などの伝説的な  
見解は単なる美談であるということ。

民衆運動は、関税同盟の設立に一切関わっていない。

小邦の劣悪な財政状況、その結果としての必然性の産物なので  
ある。

また、リストが提唱した関税同盟構想とも全く異質のものであ  
ることも……<sup>(注28)</sup>

とは言え、感情論のみで我々は、関税同盟を過大あるいは過少  
評価してはならない。

そして次の諸点を冷静に認める必要がある。

① 領邦内関税を撤廃し、統一関税を設定した。<sup>(注29)</sup>

② 従価一〇%ではあるものの、ともかくも、関税壁を設定した。

(一〇%は低率であろうが、従量関税率によって生ずるスライ  
ディングスケール効果を考慮する必要がある)

③ 因果関係はさておき、一八四〇年代にドイツは産業革命を迎え  
るという事実。

### 「おわりに」

筆者は「ドイツ関税同盟」の性格を、その成立に至るまでの複  
雑な経緯に焦点をあてつつ考察してきた。

何分、浅学非才の為、客観性に欠ける、説得力がない等々  
の諸先学の御批判を甘受したい。

最後に、筆者なりの「関税同盟論」をもってまとめたい。

(若干、前述の内容と重複する)

現段階において確信し得ることは、我々が今まで信じていた通説(伝説的とも言えるが)を改める必要がある、という点である。つまり、「関税同盟は、F・リストの提唱によって形成され、その統一的な国境関税は、国内産業を保護育成するに足る保護関税であった」との誤った理解をである。

リストは確かに保護関税を主張した。それは、産業後進地域である南ドイツブルジョアジーの利害の代弁者であったから。

しかし、彼の理想は関税同盟には体现されなかった。それが、一八一八年のプロイセン関税法に由来するものであったからである。

この関税法こそ、プロイセン政府の国庫的利害(=プロイセン官僚の利害)と東部ユンカーの利害との結合によって誕生したのである。関税同盟成立以前に、経済的分裂を嘆いて、ドイツ国内産業の瀕死の様子を人体の血管にたとえたあの有名な主張は、同盟成立によって解決はした——だがそれは「分裂」という点に関してのみリストの主張が満たされた。

内容はむしろ「自由貿易的」と言えるものであった。

リストは単に経済的統一の「気運」を高めるにとどまったのである。

次に筆者は、関税同盟(特に税率)に関して「断定的評価」は

出来ないとの結論に達した。従価換算、平均一〇%の関税率は「自由貿易的、性格」とは言えるものの「自由貿易」とは断言し得ない。

なぜなら、産業に乏しい南ドイツの工場主には「自由主義」と映ろうし、自由貿易を望むハンザ諸都市の商人たちは「保護主義」と捉えたであろうからである。

ところで、関税同盟が「自由主義的」であることは前述の通りであるが、では、同盟成立以前は保護主義であったのか? もっともな疑問である。

絶対王政下の関税政策は、当該国の貿易政策、産業発展度等により異なる。イギリスの場合、財政関税的傾向が顕著で、保護主義的な性格は希薄であった。実際、保護貿易政策へ転換するのは、名誉革命以後であり、これは、他のヨーロッパ後進国の低賃金競争に対抗する為であった。

これに対し、プロイセン・ドイツの関税政策は、国内産業の未成熟ゆえに保護主義であったとするのが通俗の見解であるが、統一国境関税が存在しなかった以上、実証は困難だ。

プロイセン自体、領土の寄せ集めであり、政治的分裂と経済的不統一は、むしろ外国商品にとっては好都合であり、その「すき間」を通り抜けて、ドイツ内部深く入り込んだのではないかと、と思われるのである。

すでに紹介した「……ヨーロッパのあらゆる産業は、ドイツに公開された市場を有する」というラインの一工場主の言葉からも裏付けられよう。

要するに関税同盟前においては、形式的には保護主義、実際は自由主義的なものであったと考えるのである。

従価換算一〇%の関税率も、表面上は自由貿易の色合いが濃いが、「従量関税」であった点に着目せねばならない。

すなわち「一八二〇年代に入るとイギリスの技術発展に伴ない、また競争の激化とも相まって、イギリス製品の価格が下落し、ある物は従価換算八〇%もの高関税を支払う結果となつた」<sup>(注30)</sup> 事実を見逃すことは出来ない。(スライディング・スケール)

当初意図しなかつた保護効果を生んだのである。

また、イギリスとの貿易継続を望んだユンカー及び農場主らの利害がプロイセン関税法に反映されたか否かについても、今後再検討を要しよう。

なぜなら、一九世紀初頭は尚も歴然として穀物法が存在しており、一八二八年までは完全に穀物輸入を禁止、一八四六年までは輸入制限を行っていたからである。

イギリスを含めて、当時のヨーロッパ諸国は大部分、保護貿易主義に立脚していた。

少なくともイギリスに対して、あの目先のきくユンカーたち

が、彼らの最大の関心事とした穀物に関して、自由貿易が可能であると考えたであろうか。

このように見るならば、関税同盟を一概に「自由主義的内容」<sup>(注31)</sup>とも言いがたいのではないか。

「おわりに」の冒頭で述べた「断定的判断」への警告も、以上の如き理由によるものである。

関税同盟を掘り下げれば掘り下げ程、その内容が複雑、多様であることに改めて驚くと共に、時期により又、産業発展度によって微妙にその性格を変えてゆく「姿」に尽きせぬ興味をおぼえる。

今後は、ユンカー及び、もはや無視し得なくなった市民勢力の影響等に検討を加えたい。

さらに国内交通網の整備と関税同盟との関わりも重要な研究テーマとなろう。

#### 注

(一) イギリスの経済史家クラパム (J. H. Clapham) も、ドイツのイク・オフの事実のすべてを「関税同盟」の成果である、と捉えることの批判を次の如く述べている。

「一八三五年頃からあらわれ、一八四五年頃から顕著となったドイツ工業発展の加速は、確かに一八三四年の関税同盟の設立と関係がある。ただ、そのどれだけが関税同盟に、道路に、鉄道に、あるいは関税が止めることが出来ない知識の普及によるものであったの

かは確定できない。その後の数々の出来事は関税同盟なしでも起こったかもしれない。(中略)人々はしばしば、関税同盟が大きな政治的意味を有していたがために、本来、関税同盟が真の原因ではなかったような経済的結果を関税同盟によるものと考えた。関税同盟の後に起こった、ゆえに関税同盟によるものである」と。

ドイツは一八三五年頃発展し始めた。一八三四年の出来事がその発展を導いたのである、と。こういった誤った議論は受け入れられやすい。確かに一八三四年の出来事は発展の原因ではあつたらう。だが、それは多くの原因の単なる一つにすぎず、その力をおし測ることは出来ぬ」

(J. H. Clapham: *Economic Development of France and Germany 1815—1914*, Cambridge, 1921, p. 96—97.)

(2) 厳密には、賦役労働に立脚するグーツヘルと、賃金労働を基盤とするユニカーとは区別されねばならないが、多くの論文においてそれがなされていない。

(3) 安藤英治「十九世紀ドイツにおける鉄道と資本主義」(『政治経済論叢』八成蹊大第二巻第四号、四十九頁)

(4) 安藤、前掲論文、四十九頁。

(5) Frederic Austin Ogg: *Economic development of Europe*, 1920, p. 104.

(6) これは一八一九年、リスト(F. List)が「ドイツ商工業協会」の代表として、連邦議会に関税の統一を請願した時の言葉である。

(W. Sombart: *Die Deutsche Volkswirtschaft im 19. Jahrhundert und im Anfang des 20. Jahrhunderts*, 1921, Berlin, S. 6f.

(7) 松田智雄『ドイツ資本主義の基礎研究』昭44、九十七頁。

(8) 安藤、前掲論文、四十七頁。

(9) Sombart: a. a. O. S. 3f.

(10) だが、当時にあつては関税同盟(むろん一八一八年のプロイセン関税法もそうであるが)結成の目的が商業政策よりも財政政策にあつた点に注目すべきである。

フィッシャーも「初期十九世紀においては、経済政策はすべて本質的には通商政策(Handelspolitik)であり、財政政策はすべて、本質的に歳入第一主義的な方向のものである。ゆえに関税や、内国消費税収入に関する何らかの政策は、国内産業の保護などのためよりもはるかに、財政的側面の方が重要であつたと言える。

一般的に言えば、十九世紀には関税政策は本質的に財政政策の事柄であつたのに対し、二十世紀に入るとようやく商業政策の範疇となつた」と指摘してゐる。

(W. Fischer: *Government Activity and Industrialization in Germany 1815—70*) London, 1963, p. 67).

一八一八年以前、プロイセンのみで六七種の異なつた関税表が存在したのは事実であり、それが産業発展を阻害し、交易をさまたげ、結果的に密輸が公然と行なわれていたにもかかわらず、政府が改革に着手しなかつたのは、とりもなおさず、それが重要な財源であつた為である。

実際、改革前においてプロイセンの歳入のうち「関税、消費税の占める割合は三七・七%、に達し地租、王領地、王領林収入の合計とはほぼ同額であつた」といふ。

(諸田実『ドイツ関税同盟の成立』昭49、十一頁)

(11) W. Fischer: *The German Zollverein. A Case Study in Customs Union*, in: *Kyklos*, Vol. 13, 1960, p. 66.

「関税同盟」の名称を冠する同盟はドイツ諸邦間にいくつも結び

れたが、一八三四年、プロイセンを中心とする一八邦間に成立した同盟を特に「ドイツ関税同盟」と言う。フィッシャーはこの同盟を「the Zollverein proper」「関税同盟一般」を“customs union in general”と區別してゐる。

(12) 正式には「外国商品の関税および、消費税ならびに国内諸州間の通商に関する法律」という。

(13) フィッシャーも「ドイツ関税同盟は、ある特定の時点に設立された一つの機関ではなく、数十年にわたって締結された百以上の協定の集合体である」と述べてゐる。

Fischer: *ibid.*, p. 66, pp. 71—75.

尚、フィッシャーは百以上もの領邦間の協定を六種類に大別してゐる。

① 一大国と一飛地間の協定(例、プロイセン領内にある他国の飛地が、プロイセンの関税制度を採用)

② 一大国と一小国間の協定(例、プロイセンとヘッセン関税同盟一八二八年など)

③ 一大国と一中国間の協定(例、バイエルンとヴュルテンベルク関税同盟一八二八年)

④ 一大国と複数の小国間の協定(例、チューリンゲン諸邦がプロイセン関税制度を採用)

⑤ 複数の関税同盟間の協定(例、プロイセンとヘッセン関税同盟と、バイエルンとヴュルテンベルク関税同盟間の関税同盟条約一八三三年)

⑥ 一関税同盟と一国家(領邦)との協定(例、ドイツ関税同盟成立後、これにバーデン、フランクフルト、ブレーメン等が加盟するなど)

(14) 大西健夫「プロイセン関税政策の展開」『社会経済史学』第39巻第2号所収、昭48年、二八—三〇頁参照)

(15) 一八一八年関税法の大綱は既に一八一三年に完成していた。

以下、大西健夫氏の前掲論文を基に関税法成立までの過程を一瞥すると、次の如くである。

大蔵省租税局の要請によつて Weber (Kommissarius) と May (Fabrikommissarius) の両者が、外国製造品に対する消費税を「従量税方式」で徴税する方法を検討した。

一八一三年一〇月に報告が提出されているが、それによると――

① 全ての外国工業製品の輸入を適度な課税をした上で許可したい。

理由は、国王が外国との自由貿易を望んでおり、また国産品より優れている外国製品との競争によつて、国内産業の発展の可能性も大となるからである。

② 徴税方法としては、従来のように輸入商品の価格を査定し、一定の税率に基づき課税する従価方式をとれば、査定手続事務の煩雑さはもちろん、査定自体が、時と場所、査定官の判断によつて異なる。よつて、重量に基づき、自動的に税額が算出し得るものではなくてはならない。

③ 最も適切な関税率は、従価換算で八・三%位であろう。

以上の検討をもとにして一八一六年九月、大蔵大臣ビュローの名で、新関税制度の原案が東部諸州に示され、各州の意見が求められてはいるが、文書の末尾に「以上の諸原則は既に決定しており、国王の裁可があり次第、早急に実施したい」とあり、一方的通達であるとの感が強い。

東部諸州からの要求に関しては若干の見直しがなされたようであるが、西部諸州の意見は考慮されなかった。

ケルン商人らの要望も「もはや再考の余地なし」と拒んでいる。こうして、出来上がったプロイセン関税法の主な内容は、

①すべての外国製品は、塩とトランプ（国家の独占販売であった）を除き、ツェントナー当り二分の一ライヒス・ターラーの輸入税をもって、自由に輸入が可能。

②輸出は、原則として無税。

プロイセン領内の通過税は割高となる。

③財政及び経済的理由によって特別の輸入税、輸出税が課せられる七六品目については、関税法に明示する。

④関税法は、地理的、経済的条件を考慮し、東部七州、西部三州異なるものを定める、等々である。

(19) Clapham : op. cit. p. 97.

(17) 確かにその通りであるが、のちに他の諸邦がプロイセン主導の同盟に加入し、この関税率を受け入れたことは事実であり、単にプロイセンによる強引さの結果のみによるものであろうか。

マーセン関税率についてヘンダーソン (W. O. Henderson) は「一八一八年の関税率は、輸入税が低すぎて、イギリスとの競争に苦闘しているプロイセン製造業者を保護するのに充分ではない、と関係者から非難された。だが、長い目で見ると、競争がプロイセンの製造業者たちを刺激して、自力でやってゆけるような努力をさせた。実際、すべての他のドイツ諸邦が関税同盟に加入し、関税率を受け入れたことは、その関税率を批判した者たちが見逃した長所を持っていたことを示している」と述べている。

(Henderson : The State and the Industrial Revolution in Prussia, 1740—1870, Liverpool, 1858, p. 91).

(18) リストは驚きの声をあげ、一八一九年連邦議会へ請願書を提出し

た。

「この関税は、一見したところフランスやイギリスとの通商に對抗するものというよりは、むしろドイツ国内との通商に對抗するのうに見えた。税率は重量に従って課せられる。だが今や諸外国が精巧品においてのみプロイセンと取引するのに対して、隣接せるドイツ諸邦は既に精巧品生産をイギリス工業によって衰退せしめられており、多くはただ粗悪な極めて重量多きものをプロイセンに向けて販売する。その為、外国が支払う関税は約六〇程度であるのに、ドイツ諸邦の多くは二五〜三〇%、いや、しばしば五〇%に至る関税を徴収されるのであり、これは公然たる輸入禁止に等しい。仮にこの関税法が存続されるならば、ドイツ国内の通商はまったくだめになつてしまつてあろう。

全連邦を含む統一の関税線の設定のみが、ドイツの商工業階級と生業階級一般を再び救済しうる」と。

(松田智雄、前掲書、一〇〇頁)

中、南部ドイツ商工業者の利害を代弁し、「ドイツ商工業協会」(Der Deutsche Handels- u. Gewerbeverein) を組織していたリストにとっては堪え難いものであった。しかし請願は無視された。

(19) 諸田実、前掲書、八二頁。

(20) 例えばバーデンは小邦であるにもかかわらず、地理的特殊性（長大な国境線を有する）の為、国境管理に金がかかり、結果として密貿易が増加する。これを防止するには低い関税率が望ましい。一方、農業資源や若干の工業をもつバイエルンは高率保護関税を有利とした。

(21) 対立点は次の三点に要約される。

①関税率とその徴税方法

④ 合同関税収入の配分方法  
⑦ 賛否決定の際の投票方法

⑦についてはすでにふれた。

⑦については、面積と人口に比して国境の長いバーデンは、同盟外の国と接する国境の長さを考慮すべきと主張したのに対し、他の諸邦は人口を基準にするとまゝと主張した。

⑦については、関税率の変更等、同盟内の議案は多数決をもって決定するのであるが、小邦は各一票を持つことを望み、バイエルン、ヴェルテンベルクは人口を基準にすべきだと主張した。

(諸田実、前掲書、八三〜八四頁参照)

尚、ネベニウスは、究極的にはドイツ国内の全関税の撤廃、さらに連邦議会によって管理指導される統一関税制度を彼自身のプランとして持っていた。また、メンパー諸邦の軍備、組織、戦争勃発の際の指揮をも中央統治機構によって制御されるべき、との考えであった。“Zollverein”の語を使用せず、彼は“Militärverfassung”なる表現をしている。

(北村次一、『近現代のドイツ経済社会』昭53年、二〇〜二二頁参照)

ネベニウスは、バーデン大蔵省の一官吏であるが、彼自身の考えを一八一八年、『覚え書』(„Bemerkungen über den Zustand Großbritanniens in staatswirtschaftlicher Hinsicht. Nebst einem Worte über Deutschlands auswärtige Handelsverhältnisse.“)として著わした。

バーデンが関税同盟に加盟したのは一八三五年五月である。

加盟が遅れた理由としては、バイエルンとの商業上の対立及び、

その地理的有利さ(ライン川上流に位置し、フランス、スイス等からの商品をシュヴァルツヴァルト経由で諸邦へ流す、特に密貿易による利益が大であった)の為であった。

しかし、一八三〇年頃より関税同盟参加の検討を始め、ネベニウスの強力な賛成意見が影響を与えた。もはやバーデンの孤立は不可能となりつつあったと言えよう。

(22) 諸田実、前掲書、八一〜一二九頁参照

(23) 諸田実、前掲書、八七頁。

(24) ネベニウスも『覚え書』で「小国の採用せる如何なる禁止制度も、大国のそれに比して、より不利となる」と述べており、プロイセン、オーストリアを除くいずれのドイツ諸邦にとっても似たような状況であったと思われる。

(25) ヘッセンが自主関税率を定めた翌年の一八二五年二月、バイエルン、ヴェルテンベルクは再度、南ドイツ諸邦の関税統一の最後の可能性を見出す為に、シュトゥットガルトで会議を開き、ヘッセンも招かれたが解決の糸口がやはりつかめぬまま決裂した。デュ・ティルがあえて敵プロイセンへの接近を思い始めたのはこの頃である。

「氷を砕くためにプロイセンに接近することが出来ないものであろうか、という問題が絶望の果てに私の頭に浮かんだ。南ドイツでは唯一人として、こういう考えを持っていた者はいなかったし、私自身もそれまでは考えたことはなかった。というのは、我々は皆ただプロイセンに対して共同戦線を張ることだけを目標していたから」とデュ・ティルは述懐している。

(諸田実、前掲書、九〇頁)

また、彼は一八二七年八月、内務大臣フォン・グロルマン (von Grolman) に宛てた書簡の中でこう述べている。

「ひとたび、ある大国と通商を結べば、この国と政治的に結ばざるをえなくなる、という点を私は見落していない。我々は戦争の際にもプロイセンにつくであろう。プロイセンはプロイセンで予想される政治的有利さを見誤ることはないであろう。そしてまさに、そのことのためにヘッセンは条約の締結に際して、大きな経済的利益を保證することが出来るであろう」

(諸田実、前掲書、九二頁)

(26) 中部ドイツ通商同盟は、南ドイツ関税同盟の接近を信じていたが、中部ドイツの道路事情の劣悪さが災いし、プロイセン道路網と拡大された市場と結びつく方が有利と判断した南ドイツ諸邦は急速に、プロイセンへ傾斜していった。

(27) 一八三一年、クアヘッセンが北ドイツ関税同盟に加入。

また、一八二九年七月、マイニンゲン及びコブルク・ゴータがプロイセンと「道路建設協定」に調印した。中部ドイツ通商同盟の崩壊と判断してよいだろう。

(28) リストは、関税同盟が、単にプロイセン一国の経済政策であってはならない、としていたが決してプロイセンのドイツにおける指導的地位を否定するものでもなかった。

彼は、封建的諸関係、絶対主義、重商主義を廃棄し、ドイツの「農工商段階」への発展を、市民の自由を基盤とする近代国民国家

の完成段階として見ている。

尚、リストは、このような変革の際、革命を否定した。

住谷氏によれば「リストの生涯の悲劇は、もともと徹底した革命によってしか実現し得ないような構想を、改革という途を通じて具現しようとする志向したところに由来している……」と分析している。

(住谷一彦『リストとヴェーバー』昭44年、七九頁、一〇四頁参照)

(29) G・フィッシャー(G. Fischer)はドイツ関税同盟誕生の瞬間の人々の喜びを同時代人として一八六四年にこう記している。

「この日は、ドイツの歴史において永久に記念すべき、最高に喜ばしい瞬間であり続けるだろう。年配の同時代人は今でも新聞から、一八三四年の最初の瞬間が商業界によっていかに喜ばしく迎えられたか、その叙述を想い起こすであろう。

これまで、関税線によって切断されていた幹線街道上に長い車の列が続いた。真夜中の時を告げる鐘が鳴った時、横木がはずされ、喜びの叫びをあげて車の列は境界を越えて急いだ。その境界をこれからは完全に自由に越えることが出来るのだ。

すべての人々が、大事が達成されたという感情に包まれた。

(諸田実、前掲書、二七頁)

(30) Henderson : The Zollverein, 1959. London, p. 149.



〈史料紹介〉

中世の焼畑史料について

新井孝重

(一)

紀伊国那賀郡には、和泉山脈と紀伊山地にはさまれた紀ノ川がゆっくりと貫流している。この川の北岸には鎌倉・室町時代にかけて高野山領荘園の名手荘と粉河寺領丹生屋村が互いに隣接して広がっていた。両荘「村」は仁治二年（一二四〇）をかわきりに長い間暴力的闘乱をふくむ激しい堺相論を展開している。

高野山文書又統寶簡集二十に収められたこの相論関係史料は、中世農村構造や堺相論にまつわる裁判と絵図との法的関係構造を究明するうえでいくつかの興味ある事実を提供しており、すでに具体的な分析もほどこされている。<sup>1)</sup>けれどもつぎの史料（部分）が示す焼畑農業の存在と、これを行う人間、さらに農民生活に占める焼畑の位置については、ほとんどの研究者が等閑に付してきただようである。

一、彼申状云、彼庄官等着甲冑弓箭、率数百騎勢、令苅取彼畑作表云々

陳申云、（中略）但苅取作表、不論之、其子細者、義治入道切此椎尾作畑之由、有其風聞、仍加制止之處、全以不切之旨、申返答畢、寺家（毛）在此旨、經年之處、義治猶以切之、雖然、百姓恐彼威勢、不申此子細之間、於寺家者、都不知此事、爰義治如此種々惡行多積、被召關東之間、受重病赴寇穿畢、爰丹生屋地頭代長康、以彼畑義治之領、号没収之地、今點定云々（中略）行向其所、雖申不可苅之由、地頭代都不承引、爰當寺使等申云、兩方申上子細、隨御裁許、可苅也云々、地頭代申云、待上裁、全以不可有、以前已以苅、以後又可苅云々、即其日之夜苅之、猛惡之至、何事過之、百姓等申云、雖所苅殘不幾、若不苅之者、為向後、定成非名手領之由

緒欵、仍翌日苅之畢（又統寶簡集二十一「鎌倉道」文）卷八・五九一〇号

この史料（部分）は、粉河の訴えを弁駁するために、朝廷と六波羅探題へ提出した高野山金剛峯寺衆徒の陳状案である。

粉河寺の訴えというのは、高野山が丹生屋村（粉河寺領）に属するはずの椎尾山なる山地を、根本大塔の香役を勤める香園と偽称し、名手荘域へ編入しようとしているというものであった。

「一、彼申状云」以下は、この押領行為を具体的に論じようとしたもので、甲冑弓箭で武装した名手高野山勢数百騎が椎尾へ乱

入、作麦を刈り取ったと主張している。

しかし、高野山側の披陳部分を読んでも、事の経過は簡単に粉河寺の訴えのように理解するわけにもいかない。披陳部分を読んでいくにあたって、まず論所となっている椎尾山の位置と景観をみておこう。

名手と丹生屋を堺する水無川を上流へたどっていくと、上流のかなり谷の奥まったところで川はY字形に分かれ、それぞれの支流は水源へとつながっている。<sup>(2)</sup> 椎尾山は、この二つの溪川の間位置にいて、尾根の落ちこんで切れたところ(西川原村)が両支流の合流点となっている。五万分の地図をみると山は、五なし六〇〇メートル級の和泉山脈を背後にもち、南へ突き出した一支脈となっている。現在は、山はほとんどみかん畑となっているが、鎌倉時代には高野政所南門の用材が椎尾山から伐り出されているので、このことを考えると喬木林・照葉樹林からなる豊かな森林が覆っていたものであろう。

## (二)

論所Ⅱ椎尾山についての多少の位置と景観についての知識(もしくはイメージ)を念頭に入れたうえで、(一)の史料を読むと、ささいではあるが重大な意味をもつ用字に気付く。それは義治入道なる人物の行為を表現する「切」という字であって、おそらくこ

の意味を説明しておかねば、義治の行為内容のみならず史料全体も正確には理解しえない。

「義治入道切此椎尾作畑」という文言のなかの「切」とは何かなる意味であろうか。同一の人物(義治)の同じ行為が、別の史料では(『鎌倉遺文』巻八 二九七頁)、「椎尾山山畑」とも表現されている。いずれにせよ、いささか不明瞭とも思える「切」という用字が、この一連する相論文書のなかで繰り返し現われることは、相論当事者の間で十分に諒解されていたことを物語ると同時に、「切」が「畑」とむすびついて社会的に汎く、ある特定の意味をもって使われていたことを予測させる。

ところで、近江国滋賀郡葛川坊村に所在する葛川明王院には鎌倉時代の葛川・伊香立荘間堺相論についての多数の文書を伝存している。この文書史料群のなかに、

- ① 切彼山於畑作等五穀(文永六年十一月日葛川常住并住人等申状案)
- ② 葛川浪人等採料木、構伐畑如私領□自専(元徳二年二月日伊香立荘住并百姓等申状案)
- ③ 構伐畑令作若干畠地(同前文書、なお①②の史料すべて村山修一編「葛川明王院史料」に所収)

といった記載表現がみい出せる。これらの文言は、椎尾山の場合と「山」という場と、「伐」切」という行為ならびに「畑」を通用している点で、義治入道の「切此椎尾作畑」の意味を解くカギとなる。そこで、①②③の作業内容をより具体的に伝えているものとして、つぎの史料をあげておこう。

山嶺仁波取材木之燒拂其跡天波作大小豆等之五穀、打開溪谷

令開發耕作(文永六年十月日伊香立  
在在官并百姓等申状案)

これは、まさしく焼畑の作業内容をあらわすものに外ならぬ。

山の傾斜面に密生繁茂する樹木(喬木・灌木)を伐り払い、これに嶺の方から火を入れたあと、四、五年をおおよその期間として、麦・アワ・ヒエ・豆類等を平播き栽培し、地力が弱まると最後にイモ類を栽培する。これがおえると、人も耕作を放棄し、新しい別の焼畑適地をもとめて移動するのである。播種と収穫までの間、管理労働を一切ふくまぬこの原始的粗放農業は、技術的単純さから変化をこうむりにくく、したがって近世の焼畑の一般的な形態<sup>(4)</sup>や、現存する焼畑農業形態<sup>(5)</sup>が、中世における焼畑を考へるうえで十分に活かされる。

焼畑は、後述するごとく生活農業であるために、領主側の文書史料にはあらわれにくい。しかし、領主対農民の矛盾の現象部面からまず検出することができる。すなわち、山田文書、秦文書、隅田文書、菊池文書、多田神社文書などにみえる。秦文書(「若狭漁所によれば、時延以下の名主級「百姓」農民が「御狩倉山之古木伐失、……下地者焼掃、令作畑」め「併奉輕御威者」と領主側から弾劾されている。しかし農民の側には一般に「荒野之畠地(焼畑)、非定畠儀之間、随于時開作之条畠地之習也」(山田文書「鎌倉幕府

という山野に対する本源的な用益権を主張する法理をもっていたようである。この法理は在地領主制の領域支配が拡大するなかで、失なわれていく方向性をもったものであった。「内談衆一同して、菊池郡において、かたく畑を禁制し、山をしやうじて、五しやうのきをまし……」という菊池武重起請文(「中世政治社会史」は、農民のもつ山野用益権を収奪する在地領主の意志をよく現わしている。

(一)に掲げた史料中の義治入道の「この椎尾(山)を切りて作畑す」という行為は、これまでの行論から明らかなごとく、焼畑農業活動を意味するものであった。ここではこれが文書になかなかあらわれにくい焼畑に関する貴重な史料であることが確認すればよい。

### (三)

さらに(一)に掲げた史料内容をみていこう義治入道が「切此椎尾作畑」——椎尾山へ入って樹木を伐採・焼却し「コバ」(木庭)を造成しようとしている「風聞」が高野山に伝わると、寺家はしきりに制止を加えている。何故に寺家は義治の焼畑を制止したのであるか。「爰義治如此等種々悪行多積」という記述の「如此」とは寺家の制止にも拘らず「義治入道猶以切之」った行為を受けているので、「種々悪業」の一つに焼畑が数えられていたことは

間違いないのである。

制止の理由は三つぐらい考えられる。第一は、焼畑は山を荒廃させるため、ことに椎尾山が農用水（水無川）の水源にあたり、ここでの山林の乱伐は水源を枯渇させ、土砂の流出によって川床を高め、下流域の氾濫を惹き起こす原因ともなったはずである。焼畑が随伴するかような害は、対馬地方の焼畑を記録した「老農類語」に特記されている。<sup>(6)</sup>

第二に、椎尾山が名手と丹生屋の間にある流域山地であることを考えると、ここでの焼畑は境界観を容易に変えてしまう不都合なものであつたはずである。焼畑は既述のごとく、四～五年をサイクルとして耕地移動する性格をもっている、ことさらに境に攪乱的作用を与えたものと思われる。多田神社文書にある政所沙弥道教鷹尾山寄進状でみると、「山畑」（＝焼畑耕地）を含む鷹尾山の四至境は、多くの尾根によって区切られており、「焼尾峰」などでは「在所御百姓等寄事左右、而及堺、燒、違、乱、ぶ」という問題がおきていた。こうした「違乱」を結果することから義治の焼畑が制止されたと推察されるのである。

第三に、「制止」の核心的な理由として、義治入道そのものの社会的性格があげられる。義治という人物についてはかつて考察を加えたので、ここでは必要な部分のみを述べるとどめる。彼は嫡男朝治とともに名手荘＝高野山側の荘官たるの存在であると

同時に、一方において、丹生屋地頭代長康＝粉河寺側とも「同心」の関係をとりむすんでいた。こうした両属関係の成立は荘園制的支配組織をつらぬく本所法に混乱をきたし、支配力を弱めるものとなって作用した。これは法的空間において属人主義的法理が通用しなくなるため、本所法をいちじるしく不安定ならしめたからである。しかも、かような両属性をもつ人間が境域に入りこむことは法空間の両属性を地上にもたらすものであり、焼畑の移動性とあいまって、一挙に堺相論を誘発する原因となつたのである。

おそらく、寺家（金剛峯寺）が義治の入山と焼畑を制止した主要な理由は第三にあつたものであろう。名手荘内にあつて「積悪弥長、同心於狼心、暴逆暗成；或振盜跖之威、加惱害於庄民、或不相随山門之下知」<sup>(案「仁治二年七月日金剛峯寺衆徒陳狀」卷八、五九二号)</sup>といった行動をし、隣荘の地頭とつながる義治が暦仁元年（一二三八）のころ椎尾に入ったことは、それ自体高野山にとって危険きわまる事態であつたのである。はたして彼は、地頭代長康と同一して名手へ溉入する往代の井水を打破り、椎尾自体の領有権をめぐる相論を在地的につくり出したのである。<sup>(8)</sup>

#### (四)

つぎに、義治の畑を注目する名手荘「百姓」の動向と、これを

通してかいまみられる焼畑農業と中世農民生活とのかわりかたを考えてみたい。

「百姓」(「名手荘名主級農民」)が義治の「畑」に関心をもち、注意していたことは、義治が「悪党」と認定され関東に召されたまま「受重病赴窰」(墓穴：病没すること)と、さっそく武装して地頭(品河清高)代長康と軍事的に対峙していることから明白である。地頭代がかの「畑」を「号没収之地、令點定」るなり、「百姓」らは名手荘官に「雖所茹残不幾、若不茹之者、為向後、定成非名手領之由緒欵」と主張し、自ら進んで椎尾山へ乱入し作麦を茹り取ったという(以上(→)の冒頭史料)。「百姓」らのこうした主体的行動の意味は、農民生活にせめる焼畑の位置を想定することによってはじめて理解しうる。

中世日本社会における山野の意義は、ともすればそこから採取される燃料、肥料、あるいは用水といった平野部水田農業を補足する程度のもにとどめられがちである。しかしつぎのことを考えると、単なる補足的評価は許されないであろう。

すなわち、①鎌倉時代の農業生産力は、きわめて低位かつ不安定な水準におかれていたので、農民生活の再生産力を△かたあらし農法▽や非集約的な田地△湿田▽のみに確保するのがむずかしい<sup>(9)</sup>。さらに②田地が農民の生活を支えるだけの生産力を保有しているとしても、大部分が名田編成されているために、そこでの労

働成果がただちに農民生活を再生産する保障にはなりにくい、ということをまず考えるべきである。とすると、荘園に生きる人々の再生産の源泉は、農民的所有権がもっとも強くはたらいっている園宅地(「垣内島」)、または荘園領主経済に組み込まれぬ山野に求められたと推定せざるを得ぬ。垣内島、「山畑」から得る雑穀食糧は①と②に制約規定された農民生活を維持存続するうえで決定的な意義を有していたのである<sup>(10)</sup>。

阿氏河荘上村百姓らは、地頭湯浅宗親によって作麦を點定され、ために「百姓妻子及飢饉之上：更無勸農之企」といった事態になっている(高野山文書及繪巻集五十六、高野山文書及繪巻集五十六、  
鎌倉遺文、卷十六、四六頁)。農民独自の食糧体系(「再生産力源泉」)が在地領主の手により掌握されたとき、農民家族はたちまち飢饉に陥り、貢租負担のための農業全般の活動(「勸農之企」)までもが不能となった。名手荘「百姓」が丹生屋地頭代の茹り残した椎尾山畑の作麦を、もし茹らねば定めて名手領にあらざるの由緒となろう、と述べ、積極的主体的に武装し行動しているのは、この山畑がおそらく彼ら自身の死命を、文字通り制するまでの切実な環となっていたためであろう。

かくして、「百姓」らと地頭(在地領主)との激しい抗争が、荘園領主間の裁判と対応するかたちで在地に繰りひろげられることとなった。そこに伏在する事の本質は、収穫できる「切畑」(焼畑)を自らの食糧体系に組みこもうとする「百姓」農民の山

野に対する攻勢と、阿氏河莊地頭がみせたごとく、この山(椎尾)を掌握してむしろ逆に農民支配の突破口をこじあげようとする在地領主制との鋭い矛盾にあったと理解しえよう。<sup>(11)</sup>

注

- (1) 舟越康寿「高野山領名手庄と粉河寺領丹生屋村との粉争に就いて——崩壊期に於ける庄園拡張の一類型——」(『史蹟名勝天然記念物』一五集一二号)、宝月圭吾『中世灌漑史の研究』、阿部猛「高野山領紀伊国名手庄——中世の堺論・水論の一資料——」(『東京学芸大学紀要』第三部門第二五集)、太田順三「鎌倉期の堺相論と絵図——紀伊国粉河寺領と高野山領の相論の場合」(『荘園絵図の基礎的研究』)。  
(2) 水無川が両方を画する境であるために、二流に分派した川のどちらを「水無河」とするかによって椎尾山の帰属がきまる。したがって、相方の主張によって、どちらが「水無河」であるか確定しえぬ状態にあった。  
(3) (1) 阿部猛注論文。  
(4) 「増補田園類説」「地理細論集」「地方凡例録」(『日本経済叢書』所収)などを参看すべし。  
(5) 佐々木高明『稲作以前』日本放送出版協会。中尾佐助『栽培植物と農耕の起源』岩波書店、福井勝義『焼畑の村』朝日新聞社。  
(6) 古島敏雄「焼畑農業の歴史的性格とその耕作形態」(『古島敏雄著作集』第三卷東京大学出版会)。  
(7) 拙稿「鎌倉時代の漂泊民信仰と悪党」(『民衆史の課題と方向』三一書房)。  
(8) 仁治二年七月日金剛峯寺衆徒陳状案には「去年同心丹生屋地頭代長康、為概丹生屋領之自田、打破当庄往代之井水」とあり。

(9) かたあらし農法の克服、湿田の乾田化は、それ自体農民的剰余を可能とする農業技術上の歴史的課題ではあった。戸田芳実「中世初期農業の一特質」(『日本領主制成立史の研究』岩波書店)、黒田日出男「中世農業史技術史の諸問題」(『民衆史研究』一六参照)。

(10) 検注を口実に実施しようとする段別銭賦課に反対する伊賀国黒田荘「土民」らが、「不企耕作之業、可交山林之田」を寺家へ訴え、その撤回を迫っているごとく(『東大寺文書四ノ六、嘉元二年六月十一日、黒田荘在出作百姓等言上状』)山野はこゝに彼らの抵抗の基盤ともなっていた。

(11) こうした在地的矛盾の線上で、名張郡内築瀬(黒田荘の中心部)の「悪党」右馬允、寛栄、寛賢らが多勢を率いて六ヶ山奈垣比奈知両郷に入り、「或濫妨山畠、則苜取作毛、或伐取山木」ている事実注目すると(『正安元年九月日安倍家』、悪党の有つ矛盾の所在もより豊かなものとなる)。

〈付記〉 本稿は数年前にノートに記しておいたものである。近時、黒田日出男氏が『鎌倉遺文』巻十九月報にて、椎尾山の「畑」が焼畑であったことを論ずるに及んで(中世の「畠」と「畑」)、本史料をここで紹介することの大半の意味は失われた。しかし、黒田氏の紹介された事例以外にも多少の焼畑関係史料が追加しうることで、焼畑がいかなる意味で中世農民の生活農業たるの意義を有したか大雑把ではあるが展望をこころみている点で、まったく無意味なものとして捨てざるのも惜しく、本紀要の紙幅をお借りして発表した次第である。

## △紹介と書評▽

畠山次郎著

### 『木曾義仲』

小林 敦

平家物語中に、清盛・義経と並ぶ英雄として描かれている木曾義仲については、人物像及び説話的関連について、既に数多くの論文が発表されている。本書はそれらの先行論文を踏まえつつ、今まで触れられることの少なかった、地方史的側面から、「義仲の政治史・経済史・戦史」を解明することを主たる目的とした、義仲研究の書である。

著者は義仲と深い関わりを持つ信州出身の歴史学者であり、それ故本書の特徴としては、『玉葉』『吉記』等の、当時の一等史料は勿論のこと、「江戸時代中期の信濃の地誌『千曲之真砂』（『新編信濃史料叢書』第九卷所収）」等の、地元信濃に密着した文献を駆使し、筆者自らの足で現地を確認した上で考察している点が一。また、平家物語諸本の中でも古態に近いとされ、同時に覚一本等と比較して、義仲関係の記事に詳しいという点から、『平家』研究に於て注目を集めている延慶本を中心に読んでいる点の

二点が挙げられる。

本書の構成は次のごとくなっている。

序章 木曾義仲の魅力

第一章 義仲の生いたち

第二章 横田河原合戦(1)

第三章 横田河原合戦(2)

第四章 頼朝と義仲

終章 『猫間』

中でも、京都の、北陸鎮撫の期待を一身に担った越後平氏、城氏による信濃侵攻の大軍を小勢で破り、「義仲の政治的跳躍板」ともなった、善光寺近くでの横田河原合戦（治承五年六月）についての考察（第二・三章）は、先の特徴がよく表われている。

従来この合戦譚については、説話の伝承者を中心に活発な考察がなされて来た。一例を挙げれば、この合戦での勝因として、延慶本を中心とした物語では、義仲の部下信濃源氏井上九盛光盛の、赤旗により城氏方を欺く一策が、大きな要素として描かれている点、あるいは滋野一族（この頃の義仲の擁立者）の一人、梶六郎の八幡宮戦勝祈願も勝因の一つとして語っている点、及び合戦場面で信濃武士の活躍ばかり強調されている点等から、説話管理者は、信濃武者の一族、あるいは彼らに好意を寄せる善光寺聖や、滋野氏ゆかりの巫覡の徒であろうとした、砂川博氏の『義仲

挙兵説話の生成』(『文学』第四十四卷第五号所収)や、金井清光氏の『平家物語の義仲説話と善光寺聖』(『文学』第四十五卷第一号所収)の考察がある。

これに対し本書はこの合戦について、城氏の行軍経路や当日の気候も含めた「戦史」としての横田河原合戦論を展開している。

つまり、城氏軍の「信越国境の峠を全て利用した」侵入路を推定し、(従来の「上田越え則ち三国峠」説は否定され姫川街道となっている)それが「嶮岨であるとはお義理にも言えない」点から、城氏軍の敗因は『玉葉』にある「嶮岨の旅軍等に疲れ」(治承五年七月一日条)たのが主因ではなく、むしろ、『吉記』『玉葉』の天候欄及び、現在の京都・長野両気象台の関連性から推定した、「合戦に先立つ一〇日以上、抜けるような晴天とうんざりする暑さが続いていた」という気候状態が、城氏軍惨敗の大きな要因であったと結論付けられているのである。

他にも、義仲軍の経路についても、物語の八幡社に祈願した後、横田河原に臨んだとする記述に対して、彼我の位置、及び奇襲という作戦上から、これは「おそらくは八幡社関係の説話者による我田引水の捏造であろう」と考察している。

これらの例からも判るように、本書は歴史的事実の解明という点で詳細に考察されており、物語を読む折にも参考になるであろう。

但し、物語を読むという観点からすれば、同じ横田河原合戦の兵力の問題について、筆者は「城氏軍の兵力は『玉葉』に従って一万余騎、義仲の側は(中略)二千騎ないし三千騎、とみるのが妥当である。」としている。勿論その考察について異論はないが、

「『平家物語』諸異本が城氏軍の兵力四万騎ないし六万騎としているのは、城氏が進攻の際に兵力を何倍かに誇張していて、それが伝えられて記録された可能性がある。」としている点には一概に首肯できないようにも思える。つまり一千騎に満たぬ兵力(延慶本)に四万余騎を破らせると、三千余騎に一万余騎を破らせるのでは、信濃源氏の活躍を語りたという意図の下では、前者の方がより効果的であろう。

この様に本書は歴史的考察は充実している反面、物語の中での位置付けという文学的考察に多少欠けるうらみもあるように思える。

最後に、義仲の人間像に触れた序章・終章及び第四章での頼朝と比較した部分での「彼は(義仲)この問題(平家都落後の後白河法皇と義仲が対立した皇嗣問題)では、後白河に直談判すべきではなかったらうか。それが実現しない場合、彼は五万とも六万とも記されている上洛軍にまさに物を言わせるべきではなかったか。」という類の書き方には、郷土の著名人に対する筆者の想いが感じられ興味深い。(昭和五十六年七月、銀河書房発行)

さい。もし貴下が味方になつて下さることを御承知下されば、それだけでもう判ることなのですが、つまり、私共の主張も全く絶望的でないということになるのです。

『文学の宿命』は、正に「祈祷書」である。

昭和五十四年十二月八日記

昭和五十六年四月二十三日訂正

(1)

既述の如く、原題は『二人の師匠』である。訳者渡辺一夫が如何なる理由で『文学の宿命』と敢て改題したのか、その経緯が「後記」で次のやうに語られてゐる。

我々は、所謂知性及び文学なるものが現世に於いては殆ど殉教的な宿命を課されて居ることを、またこの道を歩む人々は常に重大な覚悟を持たねばならぬことを教へられるやうに思はれる。本訳書の題名を敢て『文学の宿命』としたのは、この理由による。

なほ同訳者は戦後さらにこの書に手を加へ、やはり創元社から、昭和二十一年十二月十日、出版してゐる。この姿勢は、アンドレ・ジイドの「前言取消し」と軌を一にする、即ち、懐疑精神から發する事物の本質に一步でも接近しようとの追求探求精神の顯はれに外ならない。完全無欠なものがあり得ぬ以上、訂正補加は間断なく為されねばならない。初版は昭和十五年十月十八日發行されてゐる。

の労さへとつてゐる。一方ルツターはエラスムスの温情に却って反発、悪口雑言のかぎりを浴びせるのみで一向にエラスムスの願ひを聴き容れようとはしなかつた。

一万フロリン呉れると言はれても、未来の生活でイエロニスム（331—420）の特別席を与へられるやうな危ないことをするのは金輪際いやだし、更に多額の金銭を出すからと言はれても、エラスムスの特別席などへ座ることは真平御免だ！

（ルツター）

この一文が草されたのは、エラスムス逝去の報がルツターの許に達した折のことであつた。エラスムスを敬慕し熱の籠つた書簡を送つた青年時代のルツターの面影は微塵もない。両者の決裂離反はヨーロツパを悲惨のどん底にたたき落とし、血で血を洗ふ殺戮が各地で繰り広げられた。正に言語を絶する様相を呈した。

エラスムスの流れを汲むユマニスムは、少数の者を除き殆ど聞き取られず、孤立無援となる。その間、流された血潮の量は想像に余りあるものであつた。

あくまで良識を説き人間の分限に訴へるエラスムスは過熱過激を避ける。人間の理性を越えるものに対しては拱手傍観する以外にない。これは、ユマニスムの勁きであると同時に弱きであり、エラスムスの「勝利と悲劇」（ステファン・ツワイク）に外ならない。

自由といふものも、反乱を蔵してゐる場合には、私には好ましくない。（エラスムス）

エラスムスは、所謂、異端開祖流の気質など全くなかつたばかりか、無論、悪魔憑きの徒でもない。デュアメルが言ふやうに、エラスムスは我々同様人間としての欠陥弱点を備へてゐた。利害打算に長じたのみか貞潔勇敢忠実敬虔ですらなかつた。余りに多くを彼に要求すべきでない。然し、エラスムスはその世紀きつての「最も知的な人間」であつたこと、これは微動だにしない。飽くまで「人間」であらうとしたのだつた。

ルツターがエラスムスよりも、はるかに強靱に鍛練された性格の持主であることは、私（デュアメル）にもよく判る。且つまた、この世の中で行はれる諸々の偉大な事件は、ルツター流の人々によって為し果されるのが普通であることも判つてゐる。然しながら、あらゆる場合を見すすべての軽重を量つてみた挙句、私はエラスムスの反発に組みしたい気持になるのである。（75）

美は静かに、ゆるやかに進歩するやうである。そしてその後段でデュアメルの祈りが「ユマニストの王」、エラスムスにささげられる。

エラスムス先生、私共の為に祈って下さい！ しつかりと私達の味方になつて下

当時、文学者等の生活の糧は王侯貴族権力者への御気謙伺ひの中で甫めて得られた。エラスムスと言へど例外でなく、「ユマニストのいやしさ」は已むを得なかつた。正に「文学の宿命」(1)、時代の罪である。

文筆家と申すものは、非常に遠いところから眺めねば効果が出ないやうなフランドルの壁掛のやうなものでございます。(エラスムス)

煮切らぬ、一筋縄でゆかぬエラスムスの面貌(かほ)が浮んでくる。「曖昧主義の王様」(ルッター)と罵詈され、「エラスムスといふ男は全く一筋縄では行かぬ奴だ！ 一体どういふ立場なのか皆目判らん」(フリードリツヒ賢明侯)と揶揄されても致仕方ない、有耶無耶な態度を持してゐた。併し、その全責任を病弱なエラスムスに押しつけていいものか、少し荷がかち過ぎやしないだらうか？ 『平和の訴へ』を通読してゐる僕には、彼の心労痛苦の聲が聞かれるのみである。

所謂、エラスムスの世紀は、新旧両派(プロテスタント・カトリック)が鎬を削った宗教戦争の時代である。両派共、大義名分を掲げ、「プロクレテウスの寝台」を設け、容赦なく白黒の決着を迫つた。当然、曖昧不分明な態度は許されるべくもなかつた。狂乱狂信の渦中、恒に冷静沈着な透視力を具へたエラスムスは、激昂した群衆の勇猛心について行けなくなつてしまつた。彼のどつちつかずの姿勢は、飽くまで最後の切札だといふことを銘記せねばならない。

他の人達は、殉教者の栄冠を求めるがよい。私は、さういふ高貴なものには一向心が惹かれぬ。(エラスムス)

彼は争闘に加はる無私な精神など持合せなかつたばかりか、舞台の立役者を買つて出るやうなお人好しでもなかつた。むしろ、「悲劇の役者」となるより「観客」、しかも「純粹観客」に踏み止まらうと切望したのである。平和平安堅持の爲にのみ彼は筆を振つた。だが彼の意に反し、結果は思はぬ経路を辿り彼が忌み嫌つた闘争、ルッターと真つ向から対立してしまつた。

純粹観客は、知識人の妄想である。エラスムスはさういふ妄想を持つてゐたにも拘らず、一切の争闘に参加せねばならなかつた。物を書くといふことは、即ち行為であるからだ。(66)

ユマニズムと宗教改革運動は双生児の如く、「エラスムスが卵を産み、ルッターがこれを孵した」と云はれた。ところが日増しに過激となつたルッターは、常に説得に重きを置く、なまぬるいエラスムスの態度に我慢できなくなつてしまふ。両者は決裂、昨日友今日敵に一変する。

然し、エラスムスはフリードリツヒに書簡を送り陰に陽にルッターを庇ひその仲裁

## エラスムス 『文学の宿命』（ジヨルジュ・デュアメル）

林 和 人

文学史を齧ったものなら誰しもエラスムスの名を知つてゐる。また大半の者は古典中の古典、最も広く読まれてゐる『痴愚神礼讃』を挙げるであらう。確かに岩波文庫は版を重ね、今だに読み継がれてゐる。然し、さほど人気はない。

エラスムスの著作は膨大であり、凡て当時の共通語ラテン語で認められてゐる。これが因で邦訳も少いのであらう。僕が知るところでは、『痴愚神礼讃』の外『平和の訴へ』『対話集』『エラスムス書簡抄』、四冊のみである。「ユマニストの王様」、エラスムス先生はきつと涙してをられるに違ひない。トマス・モーアの『ユートピア』が原書から沢田昭夫氏により訳されたのは近年のこと、已むを得ぬことかも知れない。

『痴愚神礼讃』は二人の訳者、池田薫、渡辺一夫氏により陽の目を見た。しかしラテン語からの直訳ではない。鶴首し待つ外ないのである。

ジヨルジュ・デュアメル『文学の宿命』の原題は、*Deux Patrons*(Paul Hartmann, 1937)『二人の師匠』である。エラスムス以外にセルバンテスが語られてゐる名著である。五度読み返してゐる。

デシデリウス・エラスムス *Desiderius Erasmus* は、1469年10月27日(28日)、ロツテルダムで生れ、1536年7月11日(12日)、六十七歳でその生涯を閉ぢてゐる。当時としては長寿の部類に属する。ギリシア語起源 *Desiderius* は *Desired*、つまり「願ひ求められた」といふ意味である。私生児であつた。

この名前こそ、一人の棄てられた女が、或る日のこと、自分を励ましてくれた僧侶に向つて、きつと涙に暮れながら囁いた名前に相違ないのだ。(14-15)

情味あふれる涙誘はれる一文である。エラスムスは「願ひ求められ」ねばならなかつた。また彼自身もこの聖名に生涯滄らぬ愛着を持ち続けたやうである。「ユマニストの王様」と訳はれたエラスムスの幼年期は、影の薄い日陰者でしかなかつた。その当時、私生児がどのやうに扱はれたのか知る由もないが、「私は独りでゐたい」(*Solus esse volui*) といふその咬きに少年時代のひだ(残傷)がほの見える。頭角を顯はすのは後日譚である。

- 3) Johann Joachim Winckelmann, Brief, in Verbindung mit H. Diepolder hrsg. von Walther Rehm, Berlin 1957, S. 181.
- 4) Justi, a. O. (上記の個所) S. 114.
- 5) Ebenda (同書) S. 142.
- 6) J. G. Paalzow, Kurzgefaßte Lebensgeschichte und Character des Herrn Präsidenten und Abt Winckelmanns in Rom, o. O. 1764 : W. Rehm, a. O. 4, 184f.
- 7) W. Rehm, a. O. 4, S. 182 ; vgl. auch Paalzow, a. O. ; Rehm, a. O. 4, S. 189 : „Er las aber in der Kirche gemeinlich Bücher nach seinem Geschmack“.
- 8) W. Rehm, a. O. 3, S. 168.
- 9) Ebenda 4, S. 78.
- 10) Ebenda 4, S. 378.
- 11) 10. 3. 1766, Rehm, a. O. 3, S. 168.
- 12) C. Justi, a. O. S. 114.
- 13) F. R. Walther, Leben und Character Johann Joachim Winckelmanns, Pädagogisches Museum 5, 1780, 34-75 ; Rehm, a. O. 4, S. 190.
- 14) W. Rehm, a. O. 4, S. 189.
- 15) Ebenda 3, S. 55.
- 16) Ebenda 1, S. 153.
- 17) Ebenda 1, S. 422.
- 18) Ebenda 1, S. 173.
- 19) Ebenda 4, S. 199.
- 20) Ebenda 4, S. 174.
- 21) Ebenda.
- 22) An Berendis, Seehausen 1747. Rehm, a. O. 1, S. 67.
- 23) W. Rehm, a. O. S. 168.
- 24) Ebenda 4, S. 174 u. 172.
- 25) Ebenda 4, S. 185.
- 26) Walther, a. O. S. 169.
- 27) C. Justi, a. O. S. 121.
- 28) Ebenda S. 172.

で知人のクライノウ (Cleinow) 氏と出会った。この人は図書館の役職でビュナウ伯 (Graf Büнау) と親交があった。図書館はドレスデン近郊騎士領ネーツニツ (Rittergute Nöthnitz) にあった<sup>28)</sup>。クライノウ氏はヴィンケルマンに図書の仕事すすめて、彼がビュナウ伯図書館で働くことが決定した。そこでやっとあきることなく、また疲れも忘れて英語、フランス語の文学や古典文学の研究に没頭することが出来た。自由な祖国への深い憧れに満されて、ヴィンケルマンは封建制度下の古い芸術理論家達に満足しなかった。彼にはカトリック教のローマ美術が典型となり、ギリシアの民主主義の美的理念が模倣の対象に値いするものであった。封建的ドイツに彼は人間の品格無さへの嫌悪を感じた。というのは彼は古代の調和的人間性を尊重していたからである。後になってローマで彼は古典美術の研究に身を捧げた生活を送ることになる。彼にとってゼーハウゼンでは彼の研究上の仕事の遂行は許されなかったが、彼は特に1764年に発刊された「古代芸術史」によって、その世紀の芸術思潮に多大の影響を与えた。彼はまた考古学上の近代的理論を基礎づけた。それによって彼は私たちの偉大な教師になったといえよう。ドイツ古典文芸並びに美学、特にレッシングやゲーテはヴィンケルマンから影響を受けたことを忘れるわけにはいかない。

今日なお私たちの社会主義の国ではヨハン・ヨハキム・ヴィンケルマンの業績を学問上の進歩に寄与したことで高く評価している。そして絶えず芸術的観点に於いて彼の偉業は私たちの現代美学に受け継がれている。

(1980年8月6日トリエステにて)

#### 注 (Anmerkungen)

この翻訳の原本は OTTO AHRENDT, „Winckelmann als Lehrer in Seehausen” („Das Altertum” Akademie-Verlag Berlin Band 20, Heft I, 1974所収) である。著者アーレンツ氏はこの書を記述するに際して、カール・ユスティの有名な「ヴィンケルマンと同時代の人々」、ヴァルター・レームの研究論文やヴィンケルマン書簡集を参考にしている。その事は原注を見ても明瞭である。従って原注に関してドイツ語のまま附すことにして補足しないことにした。ヴィンケルマン資料は日本や外国に於いても見出すのは困難で、研究者の多くが、カール・ユスティ氏の著書にたよらざるをえなかった。ニーチェ研究家氷上英広氏がかつて「ギリシアを発見したのがヴィンケルマンなら、ヴィンケルマンを発見したのはカール・ユスティだと言われる。」と指摘して下さった通り、ユスティのヴィンケルマン研究は私たちにヴィンケルマンへの道を準備してくれたのである。最後にフランクフルトのゲーテ生家の書庫やシュテンダールのヴィンケルマン協会の年報で現在のヴィンケルマンの研究資料を知ることが出来ることをつけ加えておきたい。

#### 注

- 1) Carl Justi, Winckelmann und seine Zeitgenossen I, 4. Aufl. 1943, S.(頁) 109.
- 2) 同書 S. 110.

はソファの上に横になって足を丸太棒に結びつけた。それはわずかな動きでも身体が落ちることで彼の目を覚ませるはずである。そのようにして彼は夜の4時間だけしか睡眠をとらなかった。」ヴィンケルマンは次のように言った。「私は諦念から肉体を鍛練した。そして2、3時間以上眠れば十分だった。」友人は彼が1年中そんな生活するので、不意について彼の健康と職のことを懸念した上で強く忠告した。教師は授業の義務を完全に遂行し、その効果を上げるように十分な休息を取らねばならない。ヴィンケルマンは家庭教師としてマクデブルク町のハルトメルスレーベンへ出かけていた。長官の御子息ラムプレヒト (Lamprecht) の大学進学準備のためであった。それはこの2人の間に深い友情関係を結んだ。しかも愛情に殆んど近いものに進み、少年はヴィンケルマンの精進に深く感激していた。そこで両親は息子を寄宿生としてゼーハウゼンへ送ることにした。ヴィンケルマンがなお教頭の任についている間、彼はすでに他の生徒を自分の部屋に宿泊させていた。それはフリドリヒ・ウルリヒ・アルヴェート・フォン・ピロウであった。ヴィンケルマンはこの少年たちと一緒にいることでとても幸福であった。というのは彼はこの友情関係によってソクラテスのパイデア理念を具体化するものだと考えた。ヴィンケルマンが10歳も年下のラムプレヒトに感じた愛着は「友というものは完全に相手と同化するまでの目的に至ることであった。」<sup>27)</sup>彼はラムプレヒトをイタリアへ連れて行き、彼と共に一つの地位を得ることを想う。そして彼は軽卒にもその少年に大事な金額をまかせて、欺かれることになった。

ゼーハウゼンでの、この風評は大変な悪評となり、彼にとってマイナスにならないわけにはいかなかった。教頭が夕方には少年と腕を組み、肩を並べて往来を歩いているのを、住民たちは見て、すっかり驚いた。この珍事もヴィンケルマンがゼーハウゼン教師活動中に起こした複雑な事件であった。彼がこの時代のことを自から告白したように「奴隷にも等しい仕事」は彼にとって全く耐え難いものであった。官職の煩わしい義務の中で、不注意な、我がままな子供たちと理解の無い両親と同様、彼の先任者たちの厳しい強制と批難は彼に辛い重荷であった。この当時特に不幸なことが重なって彼の母親が67歳で亡くなった。

これを契機にヴィンケルマンはゼーハウゼンを去って新しい生活を始めようと決心した。彼は一つのより高い目標に向かって努めた。そのためにまた職さがしに奔走した。まず彼は大学での働き口を思いついた。しかしそれは当時学者にとって十分な給料が保障されていなかった。彼らは他の仕事なしに唯学問研究に打ち込みたかったが、不可能な状況であった。それ故ヴィンケルマンは愛好しているギリシア語で生活を立てることを断念して、失意のうちにシュテンダールへ帰郷した。幸いにもそこ

ーハウゼンから彼は半日かけてマクデブルクへ歩いた。度々彼はハルトメルスレーベン (Hardmelsleben) あるいはブラウンシュヴァイク (Braunschweig) の長官の家に立寄った。また彼は毎年2回ライプチヒへ旅行した。というのは聖堂や美術書店を訪ねるためであった。食事をへらして貯わえたターレルを、ここで惜しげもなく彼はギリシア作家の著書に出費した<sup>22)</sup>。このような原書を手に入れるのに彼は大変な苦勞と努力を払わねばならなかった。彼がハンブルクで亡くなった神学者で、高等学校教授ヨハン・アルベルト・ファブリキウス (Johann Albert Fabricius) の著名な図書競売を聞いた時、その中にはローマやギリシア作家の有名な原書が含まれていたため、早速彼はハンブルクへの旅行計画をたてた<sup>23)</sup>。旅費が欠けていた時には、彼は途中で知りあいの貴族や牧師や役人を訪ね回り、彼等にその旅費を工面してもらい、やっこのことハンブルクへ到着した。そこで困窮の中に節約していた資金でラテン語やギリシア語の原書を購入した。しかしそれは彼を旅から旅へ駆りたてるばかりか、彼を大変旅行好きにした。途方もないエジプト旅行を計画し、ピラミッドのもとで古代美術を研究しようと彼は真剣になって、少しでもお金を節約するのに余念がなかった。だがそれだけはいくら節約しても不可能に違いなかったろう<sup>24)</sup>。

住民との居住共同体の小さな地方では、研究者たちは自分自身の研究課題と完全に取り組むために住民との絶えざる、妥協的接触の中にしかありえなかった。彼等はそこにしっかり定住しているほかはなかったのである。そしてそこから余り長く離れることは許るされない。しかしヴィンケルマンは少しでも一歩進め、新しい情報をつかみ、学校のためにも資料集めするにも旅は欠かせなかった。更にその町に定住している人々やシュナンケンブルク氏も残念ながら彼の旅行計画に理解を示してくれそうもなかった。というのは人々は「見聞することへの関心や欲求」<sup>25)</sup> を少しも持ちあわせていなかった。

ヴィンケルマンの人生に対する姿勢は小市民的環境とは全く異なっていた。彼は実務日程に従って生活していた。それは多くの可愛い青少年を冷たい墓場へ送るようなものであった。シュテンダールの医者ウーデンは話している<sup>26)</sup>。「冬中彼は小さい足をベッドに差し入れるだけで書物の前の安楽椅子に座ったままである。同時に目を覚めている時には再び仕事出来るように、後年ローマへ持っていく毛皮服は彼を冬の寒さから守ってくれた。彼は実際屋間真面目に働らき、学校の教育に献身した。しかしそれから彼は真夜中までギリシア作家の作品について研究していた。その後彼はランプを消して4時まで椅子にもたれたまま眠った。4時から彼はまた明かりをつけて6時まで読書した。十分な朝食も取らず、彼は9時から仕事に着手した。夏期には彼

かった。前任者パールツボ氏も（彼はヴィンケルマンより8歳年上で1736年から教頭で1739年から校長になった。）あらゆる面からヴィンケルマンを見ていた。彼は次のように述べている。「ギリシアとローマの古代研究に彼は熱心でそれに没頭していた。教会では彼はたいい彼の好きな書物を読んでいた。」<sup>14)</sup>それ故にヴィンケルマンは形式的カリキュラムの授業に不満であった。それでも彼は学校の仕事をおろそかにしたわけではなく、十分果していた。そして1764年9月22日付のフュスリィ（Füßli）への手紙に彼は書いていた。「……………私は大変熱望して教師になった。あのかさぶただらけの汚れた子供たちにABCの教科書を読ませた。」<sup>15)</sup>ヴィンケルマンの友人たちは彼が自分の研究に愛着の余り、忠実な教育家としての使命、生徒たちへの授業をなござりにしていないかと懸念した。しかし誰も彼に決して仕事上の怠慢を指摘することは出来なかった。ヴィンケルマンがゼーハウゼンで教師として過した時期は彼の悲しむべき、暗い、辛い時であったろう。このような事を彼は1753年3月29日に彼の友人コンラト・フリドリヒ・ウーデン（Konrad Friedrich Uden）氏に伝えた。「私は（ここで）多くの犠牲を払った。確かにゼーハウゼン学校での如き奴隷以上の時は決してなかった。」<sup>16)</sup>また5年後に彼はフランケ（Francke）氏あてにローマから書き送った。「私は怠けたことを今も取り戻している。私はそれを敬愛する神から要求された。私の青年時代は余りに惨め過ぎた。従って私の教師時代をいつまでも忘れることはない。」<sup>17)</sup>

ヴィンケルマンがゼーハウゼンで送った生活は丁度仕事に明け暮れ、落ち着く暇さえなかった。ベルリンのケルニシュ・ギムナジウムの校長バケ（Bake）はヴィンケルマンの17歳の教え子であったが、批判的にみている。「落ち着きのない、移り気な生徒だった。」<sup>18)</sup>家では孤独で、近所との仲が悪く、彼は昼も夜も働き続けた。それから彼は何度も近い所かあるいは遠い所へ急いで足を運んでいた。当時彼が出会った旅行者は数えきれなかった。彼は年に2回マクデブルク（Magdeburg）のボイゼン氏を訪ねた。ボイゼン氏は「ヴィンケルマンが旅行中見聞した、新しい情報を知らせてくれた。いつも彼は徒歩旅行で忙しかった。」と言った。

ヴィンケルマンがしばしば旅行に出かけた理由は一体何であったのか。彼はギリシアの原書を手に入れようと努め、それが不可能な時には有名な図書館を訪ね、参照しようと思った<sup>19)</sup>。そのために彼はハレへ旅立ったりした。ゲンツメル（Genzmel）は彼が「パリアカデミーの研究報告」からの個所を筆写していたことを伝えた<sup>20)</sup>。それからウーデン氏は言った。「1747年の冬期、彼は英語を学んでいた。従って彼はハレ（約200km）へ徒歩旅行した。」「そこで語学に堪能な人から英語を修得した。」<sup>21)</sup>ゼ

ヴィンケルマンは教師と教育者でありたかった。そして生徒たちに古代芸術作品の美と真実を紹介しようと思った。彼はそのことを特にギリシア人の古代作品の中に読みとっていた。即ちヴィンケルマンの心中にはギリシアへの憧憬が早くから芽ばえていた。すでに故郷のラテン語学校でいつの間にか、そんなはずではなかったであろうが、ギリシアに関係することに心惹かれ、勉強しないわけにはいかなかった。そのために彼流のやり方で彼はその時から学則に反した言動をとっていた。こうして今や彼はゼーハウゼン学校でもギリシアのことに熱をあげていた。ヴィンケルマンは彼の趣向に従ってギリシア語への最善の努力を尽して学校の授業プログラムにそれを重要な科目として採用して、生徒達にギリシア語やラテン語を教えたかった。それに対しシュナンケンブルク氏は古典語教授に疑惑を抱き、異議を申し込んだ。ホイゼン氏はラテン語の教授を正当なことだと主張した<sup>9)</sup>。ゼーハウゼンでの就任の際に行った演説は勿論彼が「美しい文体と立派な教養を身につけている。」<sup>10)</sup>と評価された。ヴィンケルマンが4月16日に採用された時、特に彼自身勉学することは許るされていたはずである。彼はラテン語の教養があだになって、長官の感情を害した。彼は数年して少なからずラテン語とギリシア語の文芸家についての授業を改訂せざるをえなかった時、ヴィンケルマンはローマからゲンツメナ氏にあてて、検査官を問いつめてたずねた。「私が唯一のラテン語作家を少しもわかっていないと彼はなお主張するだろうか。」<sup>11)</sup>

従ってヴィンケルマンは授業に於いてもラテン語を多く振り向けなくなった。彼はそのことで確かに長官のみならず、生徒の両親とも論争することはなくなった。彼等は自分の子供たちがこれから十分苦しめられずにギリシア語から解放されて<sup>12)</sup>聡明になるという見解を抱いた。なるほどギリシア語の授業は生徒たちにとって難解でもあった。またかなりの負担になっていた。というのは生徒たちは勿論ヴィンケルマンが取り上げたいテキストを持っていなかった。彼はそれで生徒のためにギリシアの作品から、素晴らしい文章の個所を自から書き写す以外に残されていなかった。それは彼にとって大変な労力を要して、誰れからも一度も彼に感謝されなかった<sup>13)</sup>。むしろ父兄は彼が生徒たちと一緒にギリシアの作家の原書を読んだことをとても批難した。

生徒の年齢に応じて与えたホメロスの叙事詩は常に感激と興味をひき起した。しかしギリシアの作家の原典を読むことはゼーハウゼンのような学校ではかなり無理であった。ヴィンケルマンが異教の作家たちに多くの知的注目を向けたことで、彼が祖国に於いて、無神論者と呼ばれ、譴責と解雇とで脅かされたことは少しも不思議ではなかった。彼によって採択された新しい教材に人々は耳をかさず、ヴィンケルマンへの不信感をかうばかりであった。また一方シュナンケンブルク氏とも折り合いがつかない

になっていたからである。この人はルピインシュンのナッケル (Nackel im Ruppinschen) 出身で 31 歳になって、もう聖ペリ教会の正牧師と地方監督を重ねていた。学校に対する教会の圧力は 1918 年まで続き、権威があった。というのは地方の牧師が各学校運営を監視したからである。そのようにして両方の関係が調子良くいく場合には教師と学校にとって有益に違いなかった。シュナンケンベルク氏は任務上ヴィンケルマンの件で考慮することになった。しかし一方彼にも家庭の不幸で悩まされていた。彼は誰とでも争うことが多く、彼の部下たちを悪く処遇したことが原因となっていた。ところで彼の官舎はヴィンケルマンの家と斜め真向いあって、どんな場合にも彼はヴィンケルマンの行動を監視し得た。この地方監督はヴィンケルマンの官職の一部を取り下げることが出来ずに、今や不気嫌になっていた。それは先任者の教頭が続かなかったことを彼自身承知していたからである。この対立は後のドイツ国家と教会の分離まで残された。当時では教師が説教し、教理問答をしたり、その上申辞を述べていた。ヴィンケルマンは十分に牧師的任務にも服して儀式を守った。しかしもう学校では彼は確かに学則に違反した行為が見られた。そんなふうには私たちは彼を受けとめている。しかし彼はかつて学業中神学の講義には無関心に聴講した。というのはその時間を利用してヴィンケルマンは一般に古代ラテン語作家の作品に秘そかに没頭して、その慣用語をノートに抜粋していたことはまれではなかったからである。そのことで彼は神学教義の内容よりもっと良い趣味に目を向けていたのであろう。彼の年老いた教師はそのことに気づいて、とても厳しく彼を罰した。この教師はあらゆる方法を用いてヴィンケルマンの逸脱する行為を制限しようと試みた。しかしこの点に関して彼は自分の信念を変えるわけにはいかなかった。それは彼が将来古代言語と知識によって神学的立場から飛躍しようと、その時期から暗に秘していたのであろう<sup>6)</sup>。

彼は確かにゼーハウゼンでも、すべての教會的行事に出席して仲間達の中で食卓を楽しんだ。人々は機会をみて彼を招待していた。牧師や監督官の講話を傾聴することを彼はいつも心得ていたが、それは実際のところ彼には儀礼的にすぎなかったであろう。というのは礼拝の時間、彼は誰でも大変腹を立てるような振舞いをやって、全く信仰を無視しているとしか思われなかった。つまり彼はホメロスや他の作家の作品を読んでいた<sup>7)</sup>。そういうわけで人々は彼の信仰を強く疑ってかかり、更に彼を無神論者だときめつけた。1757年9月の手紙の中でこう語っている。「私は自分の祖国の中で裁かれて、無神論者と呼ばれた。そして譴責と罷免で強迫された。」<sup>8)</sup> また彼の検査官の評価を判断して彼は友人たちにこのように告白した。彼らはそれ故検査官のヴィンケルマンへの強迫を地方長官に告発した。

彼の給料は120ターレル支給されることになった。その上教会から43.30ターレル、寄付金40ターレル(1709年に食事代として受ける。)埋葬、結婚、新年贈物そして個人指導からの住宅手当40ターレルをも受け取るようになった。古典語以外に彼は幾何学、論理学そして歴史学の授業を担当した。ヴィンケルマンは出来るだけ儉約して生計を立てた。彼はその上シュテンダールの病院で暮している年老いた父にお金を送りした。彼が節約した資金で沢山の書物を買った。

最初のうちはヴィンケルマンも学校の仕事に心から満足し、それは彼は多くの喜びをもたらしていた。彼の上司達は彼が熱心に義務を果しているのを認めた。しかし残念なことに次第に状況が急変して、悪い結果が起った。生徒たちがマクデブルク、パールベルクそしてクロスベルゲへ行った時、人々はボイゼンのことを批難し始めた。彼は学校のことよりヴィンケルマンのことだけを熱心に配慮したからである。そして彼は自分自身のかつての実績を不減にしようとした<sup>4)</sup>。住民たちは誰でも自己の利益のために生活しようとするなら、気分を悪くするものである。自分の思い通りにならず、辺鄙な地方に送られた教師には、たいいていその場所の環境に完全に順応して、仕事に精を出す以外に道はなかった。

ヴィンケルマンは女性への関心がなかったと言われている。従って彼は自分自身の将来の希望だけに気を配っていた。それは彼にとって必しもよい方向に運ばなかった。生徒たちの両親は彼との関係が日を追う毎に面白くなくなった。一般に人々は、住民と牧師と教師間の親しい共同体が続くことが当然だと思っている。夕方には居酒屋で誰でも一緒にビールを飲みながら雑談したり、またそこに彼等は教師を招いて、特に祭の時などは大変楽しんだのである。確かに始めはヴィンケルマンがこの招待に応えられなかった時も、みんなは寛容に彼に悪い気持を抱かなかった。両親たちも教師の所に行き、生活や仕事のことと相談した。彼はそれに応じて彼等のために話し相手になり、助言することに努めた。

牧師と同様に教師もこの町では最も大切な人たちであった。彼等はこの教師との関係に於いて、彼らの農業、牧畜、養蜂の仕事の件で気持ちよく相談をもちこんだ。しかし彼等はヴィンケルマンが全く孤独に生活し、近所つき合いがなくて、学問のみに没頭していることに不満をいだかざるをえなかった。それがヴィンケルマンにとって益々悪い結果にいたった。更に1744年11月9日にまぎれもなくある事件が起った。学校の試験が済んだ後、ヴィンケルマンと勉強嫌いの生徒たちの間にいざこざがあり、公的調停までもちこまねばならなかった<sup>5)</sup>。彼の状況は日増しに悪化していくばかりになった。というのは当時の教会検査官ヴァレンチン・シュナンケンブルクとも不和

人は穀物商や醸造業と並んで農業と牧畜とで生活した。それ以外ここには2つの中世の大きな教会が残っていた。ゼーハウゼン学校はメランヒトン (Melanchthon 1497—1560) の教育理念が権威となって、中世時代に創立された。古い聖フランシスコ派修道院の中に30年戦争以前は4クラス編成であったが、2教室で行れた。教室は子ども達にとって、社交室に過ぎなかったし、冬期には共同体の場所と変わり、授業が続けられた。

この学校は時代の経過のうちに衰退していた。1736年に12人の生徒たちだけが上級クラスへ進学した。能力のある生徒の不足で学校経営は殆んど不可能に近かった。若干の時期を経て、この学校の状況は再び改善されて、今度はギムナジウムに変更された。それはハルベルシュタット (Halberstadt) 出身の神学志願者フリドリヒ・エベルハルト・ボイゼン (Friedrich Eberhardt Boysen 1720—1800) によって運営された。ヴィンケルマンはハレ大学で彼より3年後輩と一緒に学業に励んだ。この学校でボイゼンは教育的理想と情熱をもって従事した。それはいわば博愛的精神にあたいした。彼の授業内容には最初から、彼の流調なラテン語、ギリシア語、シリア語そしてユダヤ教律法集の知識によって、すでにゼーハウゼンの住民と生徒に深い印象を与えた。彼は大変な熱心さでゼーハウゼン学校を新しい教育方法で運営し、一方ではもはや当世風とは言えないものを固守した。ボイゼンは週36時間公開授業をして、彼の人生の自由な時期を学校教育に捧げた。

彼はなによりも生徒たちと一緒に学ぶことによって彼等を育成した。このようにして特にラテン語の授業も彼等に受け入れられた。結果としてボイゼンは学校教育の水準を非常に高めた。そしてこの学校は1743年頃には大学進学のために沢山の生徒を卒業させることが出来た。しかしボイゼンが後にゼーハウゼンを去ってしまうと、学校は完全に廃校に追いこまれた。

ヴィンケルマンがこの活動的先輩を持ったことは彼にとって大変不運であったかもしれない。勿論学校に捧げるつもりだったが、学校経営のために生徒たちをかき集めるのに苦労しなければならなかった。1743年4月8日、ヴィンケルマンは市参事会員、聖職者そして学校教職員の前で実際に公開授業をやってみせた。彼は神学に於いての贖罪に関して、哲学では観念論について話した。そしてギリシア語、ラテン語それにヘブライ語の知識を示した。4月16日に彼は荘重なラテン語で就任演説をやった。その上ノルテ氏は彼に良い推薦書をそえてくれた。こうして彼はみんなから異口同音に選ばれた。というのはゼーハウゼンの人々は先任者ボイゼンに続く活動的後継者を見いだしたことでとても喜んだからである<sup>3)</sup>。

オット・アーレンツ著  
『ヴィンケルマンの教師時代』

前田信輝 訳

ヴィンケルマン(Joachim Winckelmann 1717-1768)はゼーハウゼン(Seehausen)での教師時代を常に彼の人生の最も暗い時期だとみていた。それは彼を苦難、孤独そして過酷な仕事に厳しく駆りたてたことにある。それ故彼はついに祖国を去る決心を仄めかしていた。しかし先ずどうしても生活を保障してくれる職業に就かねばならないと考えた。そこで彼は1743年初頭以来、確実な仕事をさがし始めた。

ヴィンケルマンはフリドリヒ・ホルドルフ・ノルテ(Friedrich Rudolph Nolte 1691-1754)の人柄に父親の愛情を感じ、親しくなった。彼は当時、アルトマルク(Altmark)町の最初の教師に、またプロイセン国家の初代教会管区長に任命された<sup>1)</sup>。1740年に彼はアルトマルクとプリークニツ(Priegnitz)の総監督官(Generalsuperintendenten)に就任した。ヴィンケルマンはまた優美主義者としての彼を認めた。彼は正確なラテン語を話し、句読点のないヘブライ語を読んだ。その上彼は歴史書なしに民族移動の年代記を覚えていた。ノルテは1743年にギリシア詞華集を出版しようと思った。

彼はヴィンケルマンに適した職業を世話しようといつも気にかけていた。差し当り彼はシュテンダール(Stendal)から北へ2マイルのアルネブルク(Arneburg)学校に就職すること<sup>2)</sup>をすすめるようとしたが、ヴィンケルマンはこれを断った。というのは彼はそこで四つの任務、授業、オルガン演奏、唱歌の指導そして説教(宗教)を担当することになるからである。そして1741年には彼にゼーハウゼン学校の教頭職が与えられた。しかし実際ヴィンケルマンは当時それに就きたいと思わなかった。何故なら彼はパリへ旅行する計画をたてていたからである。彼は確かにこの職に就くつもりはなかったが、生活上就職せざるを得なかった。彼はノルテから推薦書を受け取っていた。今や市参事会員たちの前で自から自己紹介をすることになった。ヴィンケルマンにとって思いかけず、5年間過すことになるゼーハウゼンは1150年頃オランダ人が移住してきて、当時アラント(Aland)のアルトマルクの小さい町であった。そこはとても発展して、ヴィンケルマン時代には250軒の家と約1,340人の人口になった。人



在の病的不安であるのに対し、ローマへの帰途を決心して以来、馭馬車でトリエステへ向う時には健康的になり、南国の光が彼の心を晴々とさせる。彼にとってドイツは暗い風土で過去のいがい苦しい生活を思い出させるにすぎなく、創作活動の自由を奪う恐れと生命の枯渇を暗示させるかもしれないが、皮肉にもローマへの帰途は彼の死への旅となった。

トリエステでの殺害の時まで彼の精神状態は常にローマでの古代美術への新しい創作活動とギリシアへの巡礼の旅の希望に溢れていたことである。

馭馬車と船は彼の目的地への重要な役割を持っているが、運命的死への橋渡しである。

踊子のピイスと宿の少女ゼラフィナは彼にとって古代の女神と理想美としてプラトニックな愛の伴侶である。

アルカンゲリが丘の上で一匹の蝶を殺したことはヴィンケルマンへの殺害を暗示させる。

青白い顔の外科医とのヴィンケルマンとの出会いは来るべき悲劇を迎える関係である。

ヴィンケルマンが雑沓の中で見た葬列は自分への死の影を投射しているのかもしれない。

博学で純心なヴィンケルマンに対して無学で前科者アルカンゲリはトリエステでの偶然の出会いによってお互いがお互いの存在を知れば知るほど、現実的利害の前に破局をもたらすことになる。

殺害の理由について、ハウプトマンにおいてはヴィンケルマンのローマでの地位をねたむジェスイット派の陰謀にあるに対し、ベンゲングリューンは偶然と利害が人間の運命を左右していると語っていないだろうか。またそれはヴィンケルマンのアポロ的世界とアルカンゲリのディオニオスの世界の悲劇的出会いではないかと思う。

私はトリエステのヴィンケルマンの墓前で彼の死に様がどうであれ、ゲーテの西東詩編「死せよ、そして生れよ。」(氷上英広訳)という深遠な言葉でもって、彼の古代ギリシアへの悲しい白鳥の歌を想起してやまない。

(1982年3月14日)

#### 参考資料

ゲルハルト・ハウプトマン 横溝政八郎著(郁文堂版1976年)

Karl Migner : Werner Bergengruen „Die letzte Rerise” Betrachtung der Novelle im Rahmen der Klassik (R.Oldenbourg Verlag München 1961)

ベルゲングリューン「スペインのバラ」編者野島正城(郁文堂版1952)

心を抱く。

22) アルカンゲリはその日暮しの身でありながら、金銀やぜい沢品などには異常な程の愛着を持っていた。そしてヴィンケルマンの生活の一面の素晴らしさを見のがさななかつた。それをとてもうらやみ始めた。

23) 彼はヴィンケルマンのウィーンでの滞在でテレジア女帝から金メダルを受けたことの話をして聞いて驚いたばかりか、それを見せてくれることを強く切望する。

24) ヴィンケルマンは自分の貧しい少年時代、そして成功した今、時にはアルカンゲリやゼラフィナと話し相手となり、これからまたローマでの研究生生活を思うと、とても満足した気分であった。しかしまた一方アルカンゲリが船便をさがしてくれるが、いつも無駄に終わり、トリエステで無益な日々を送っていることに不安を感じざるをえなかつた。

25) ついに明日出航する船を彼らは見つけて、アルカンゲリは淋しくなった。今は一刻も早く金メダルを見せてくれるように願った。サンジェストの城塞の丘でアルカンゲリは一匹の蝶を笑いながら押しつぶした。アルカンゲリは別れが辛いのか悲しげな目で次第に口数が少くなり、それに反しヴィンケルマンは混雑や葬列を見ながら、トリエステでの今までの無為の時間を惜しみ、限られた人生を越えたギリシアの永遠の女神に沈潜していた。

26) 突然、ヴィンケルマンはアルカンゲリに船より駅馬車でヴェネチヤに今日立つことを言った。するとアルカンゲリはあわててメダルをすぐに見せることを願った。

27) ヴィンケルマンは部屋でトランクを開いた時、ヘルクラニュームの石棺に身をかがめたことを思い出しながら小箱を取りだした。その時、背後から黒い影が彼の首をヒモで締めつけて、アルカンゲリの手でナイフがきらめいた。長い格闘の末、彼はヴィンケルマンの胸と下腹にナイフを突き刺した。彼はゼラフィナにだかれていた。かつてヴィンケルマンに懇願した、あの悲しげな青白い顔の外科医のもとで彼はアルカンゲリを許すかの如くやすらかに息をひきとった。ヴィンケルマンが何者であるかを誰れも知らなかつた。

以上のことが「最後の旅行」の概要である。ベルゲングリューンはロマン派のシュトルム、メリーケそしてヘルマン・ヘッセのような繊細な抒情的文体でなく、極力文章を凝縮して簡潔な筆致で主題を叙事的に追求するので美しい描写とはいえないが、内容の展開はそれに反して、切迫した緊張感を読者に与える。恐らく彼はそれ故ジャーナリスト時代の筆使いから離れていないと思う。

彼の構想に関していえば、ヴィンケルマンがウィーンやドイツへ入ることが彼の存

不可解な対話。

12) やっと新しい馬が準備されて、駅馬車は出発する。彼は踊り子のピイスのことが浮んできたり、昨夜の懇願してきた外科医の青白い顔に悩まされる。トリエステからアンコラ行の船の出航が気になってきた。早くローマに行き、仕事をしたい気持ちになる。駅馬車の遅れが不安となり眠れそうもなかった。

13) トリエステの町に到着し、宿場の二階に部屋をとる。まだあどけない、可愛い少女のゼラフィナが部屋の中を整えてくれた。

14) その部屋の窓から港の船が眺められ、陽光が入りこんでくる。

15) 混みあった大衆食堂で自分の名声や学者であることを隠してひかえめに客達の中に入り、片隅のテーブルで食事する。隣りで食事していた好青年に話しかけられ、ヴィンケルマンは次第に親しみを感じていく。

16) その男はフランチェスコ・アルカンゲリと言って、ヴィンケルマンの部屋の隣りに宿泊して、トリエステの町のことや船便のことにくわしくヴィンケルマンに親切をよそおって、近づいてくる。

17) ヴィンケルマンはアルカンゲリの華美な身だしなみと趣向、人なつこさ、心を開いた陽気さ、自然な振舞いにひきつけられる。

18) アルカンゲリは船主のラグディニ氏を知っているので、彼の船へヴィンケルマンと出かけるが、出航しないことがわかり、他の船をさがしてまわるが失敗に終わる。彼はヴィンケルマンをがっかりさせないように必ずさがしてあげると言って希望をもたせる。彼はヴィンケルマンが何者であるかに興味を向ける。

19) 小柄なゼラフィナの世話がヴィンケルマンをなにより喜ばせて、なんともいえないやさしさと美しさを感じる。

20) 朝、彼はホメロスの書物を読書した後、アルカンゲリと一緒にカフェーで朝食をすませ、また港へ行き、船便をさがすが、徒労に終わる。彼等は雑沓をさけて、静かな通りを歩きながら、ヴィンケルマンはアルカンゲリの放浪生活を聞く、しかし彼には秘密があり、それは詐欺で刑を受けていたことである。彼はこのことには少しも触れず、今トリエステで職が見つからないので、ウディネの町へ出かけようとしたところであなたに出あったのだと話した。ヴィンケルマンはローマやウィーンでの冷静な社交性を欠いていることに気づいていなかった。

21) アルカンゲリはヴィンケルマンの生活と職業を知ろうといろいろとたずねるが、ヴィンケルマンは重要なことになると話しをぼかす。アルカンゲリは一方ゼラフィナのヴィンケルマンへの親切な世話に嫉妬したり、ヴィンケルマンにいくらか猜疑

メダルを受けるが、直ぐに彼だけローマにひき返す、途中トリエステ港で前科者アルカンゲリに殺害された。

すでに書いたようにハウプトマンと同様にヴィンケルマンの不可解な最後の旅行がベルゲングリューンにも謎めいていることと故郷へもどれずに旅の途中で悲運な死に深い共感を抱いたと同時にドラマ化せざるをえなかったと推察する。

処で彼は「最後の旅行」の内容と構想をどう扱っているのだろうか。

1) ウィーンでの彫刻家カバケピイとの悲しい別離とヴィンケルマンの病的までの熱ばい、落ち着いた言動。

2) 駅馬車でのヴィンケルマンは疲れて誰れとも話せず、眠っているように見せかけ、ローマのアルバニ宅での仕事のことを考えたり、人の話をぼんやりと聞いている。乗客の商人、神父、年老いた夫人の雑談。

3) 単調な昼と夜の中で進行する車輪の音、窓外の風景、ヴィンケルマンはうつらうつらして、夢を見たり、急に目を覚す。乗客も話しにあって、退屈する。

4) 3日目に宿場駅で新しい馬が皇帝用急便に使われて、長く待たされることになる。

5) ヴィンケルマンは十分休養したのか、元気が出て、別に急ぐこともなく、外の陽光を楽しむ。馬車から自由となり、あてがわれた部屋にトランクをおいて食堂で乗客たちが待たされていることで不平を言いあっていることに反して、おいしく食事をとる。

6) 夏の午後の陽光にさそわれて、彼はにぎやかな町から、青い空と緑豊かな自然を相手に散歩する、サクランボ売りの女と出会う。

7) 彼はボンベイ、シシリアそしてギリシアの古代的世界を夢想して木陰で休む、ドイツへ向った時の病的気分はすっかり吹きとんでしまう。

8) 樹木と茂みの空地でロンバルジャの青年や曲芸師たちを見かける。踊りの練習をしている女の子ピイス、猿と馬、ぬいものをしている女、ヴァヨリンを弾いている老人。

9) ヴィンケルマンはヴァヨリンの音にあわせて綱渡りして、リズムカルなダンスをする優美なピイスに心惹かれる。そこに古代的健康さと高貴な静かさを享受する。

10) ゼーハウゼンでの教え子ラムプレヒトとの友情やローマでの画家メングスの妻マルガリタへの愛を思い出しながら、ピイスという少女の軽快なダンスに酔いしれていた。馬車のことなど頭に浮んでこなかった。

11) 一夜の宿をとり、食堂でワインを飲む。一人の青白い、心配そうな外科医との

らく彼の生涯に於いて絶えず居住地を転々としていることにもその要因を感じる。ロシア帝政下のリガの故郷から締め出され、第一次大戦でロシアと戦い、敗北してベルリンからミュンヘンへ移り、1936、7年には彼の著作活動がナチス政権によって弾圧を受け、同年にまた内面的問題でカトリックに改宗している。1942年第二次大戦で彼の家が破壊されるとチロルに移転する。1958年以後スイスのチューリヒに、最後に1958年にバーデン・バーデンへ居をかまえる。彼の生活は決して安定したものでなく、追放に始まり、放浪の旅路ではなかったかと思う。

次に彼の文学作品の傾向とその関係はどうであったろうか。初期の作品にはロマン派の神秘的な世界、ロシア近代文学のリアリズム、故郷のバルト地方の伝説的要素そしてミュンヘン時代以後、イタリアに好んで旅行することとなり、バロックやルネサンスのイタリアに惹かれて、南欧の明るい世界を作品の舞台にすることが多くなる。当然ヴィンケルマンのことも予感されうる。

彼の作品のポイントは常に様々な人間模様の危機的ドラマの展開であり、主人公を何か異常な事件に巻きこんで、そこに苦悩する人間を立体的にとらえ、その行動の背後にひそむ意図や心理を刻明に描写して行く、主人公を悲劇的運命に追いこむのである。従って彼の人生観は人間存在の内外の危機と不安な限界状況を明かにすると同時に宗教的光を投入するか、または人生の測りしれない運命を秀視するかである。彼がヴィンケルマンの悲劇的最後を取り扱ったことも上記の作者の人生に対する見方や主題がクモの糸のようにからみあう適当な人物であったと思う。

ヴィンケルマンという人物をここで伝記的に簡単に述べておくことは「最後の旅行」の作品の上でいくらか参考になるであろう。彼は1717年北ドイツのシュテンダールで生れ、父は靴職人でポーランド領のシュレーゼン地方出身、貧困生活の中にラテン語学校、ハレ大学で学んだ。神学の勉強より古典ギリシア文学や芸術に興味を示し、研鑽した。故郷に近いゼーハウゼンで小学教師に就くが、生徒の父母や上司と不和となり、またある少年との誤解を生む友情関係で追放される。ドレスデン近郊のネーツニツのビュナウ伯図書館勤務。ゲーテの師エーゼルから古代美術の見方を学ぶ。ローマ留学のためにカトリックに改宗して、ビュナウ伯やドレスデンの知人と不和。1755年「古代美術模倣論」発表、同年ローマのアルバニ枢機卿宅に滞在して古代ローマ、ギリシア美術品の研究、1764年代表作「古代美術史」発表。ドイツの画家メングスとの深い交友。彼の作品はヨーロッパ中のアカデミーに多大な反響、法王のヴァチカンの美術品監督長官就任、1768年彫刻家カバケパイと共に故国ドイツへ旅立つが、絶えず不安と熱病に悩まされ、ウィーンで女帝マリア・テレジアから彼の業績に対して金

いては歴史的な知識を十分持っていた。ジェスイット派の政治的立場（注：ローマでのヴィンケルマンの地位に対立して彼の生命をねらっていたといわれる。）とヴィンケルマンの関係にも目を向けた。しかしヴィンケルマンの伝記上の個々の場合を用いているにもかかわらず、確実な事実のディテールを越えて、悲劇的不可避性と神秘的模糊に陥っている難はどうしても残るのである。美少年デシデリオ（注：友人の画家メングスのモデル少年）も、殺人者フランチェスコ（注：前科者でトリエステでヴィンケルマン殺害）も、共にアルカンゲリという名を持っていたということは、単なる偶然以上のことを意味していることのシンボルになってくる。デシデリオのギリシア的美は空想美と変わり、それはまた殺人者の魔力的醜悪に変じる。ここに現実以上の、聖にして非合理的な性格が生み出されている。ギリシア的美の中に包含されている超人性と悪魔性の審美的混交である。ハウプトマンはヴィンケルマンの悲劇的生涯に深刻な意味を与え、ヴィンケルマンの心中の恐ろしい葛藤を究極の処で解決しようとした。しかし彼はトリエステの事件の謎を単に事実だけによって片付けたくはなかった。そして結局この断片をまとめる創造意欲が満ちなかったのであろう。ハウプトマンの意図はひとりの天才の運命の神秘的な幕を読者に向かって取り除き、自己の恐れ犠牲になったギリシア的人間の悲劇としたかったわけである。ヴィンケルマンの宗教的二重性（注：プロテスタントからカトリック改宗）と分裂性（注：ドイツへの不安とローマへの愛着）とに根ざす不安はこのロマンを超時代的なものとして現代にもユニークな地歩を占めさせるのである。」（『ハウプトマン』郁文堂版）ハウプトマンはこの作品を1939年から着手したが、1952年に未完成のままにして5年後没したのである。

さて短編作家として名声を得たヴェルナ・ベルゲングリューンはハウプトマンの未定稿を継承したのであろうか？作家が同一人物の殺害事件を同じ構想や考え方で進行させることはありえないことは周知の通りである。更に彼は1950年に「最後の旅行」という題名で発表しているので、ハウプトマンと平行して書いていたことになる。ハウプトマンは言うまでもなく戦前戦後通して時代と社会批判の強い作家に対して、ベルゲングリューンは日本ではまだよく知られていない作家で、ドイツ語の教科書で紹介される程度である。彼は1892年北ヨーロッパのリガ（ポーランド）で生まれ、父は医者であり、その祖先はスウェーデン系と言われている。彼はマルブルク、ベルリン、ミュンヘンで学業をおえて、第一次大戦に従軍し、戦後ジャーナリストとして活躍した。処女作「アツームの法則」で作家へ転向して1964年亡くなるまで作家活動を続けた。

彼が何故ヴィンケルマンに関係した「最後の旅行」を構想したか推測し難いが、恐

## ベルゲングリューンの『最後の旅行』

——ヴィンケルマンの死——

前田 信輝

この作品は美術史家ヴィンケルマン殺害事件の数週間を史実を基にして取り扱った短編小説である。なおこれを題材として、それ以前に創作しようとした、東独のバルト海の島に眠っているゲルトハルト・ハウプトマンの構想に先ず触れておかねばならない。

ハウプトマン自身のギリシア古代美に対する憧憬とディオニオス信仰への心情や彼のイタリア旅行を考えると、彼の第二次世界大戦前後の生活的不安とドイツ文学の歴史的理念を経てヴィンケルマンの求めたギリシア古典美の世界、そしてヴィンケルマンがドイツにもう二度と足を踏み入れることなく、謎めいた不可解な運命の結末に彼は惹きつけられた。作品の中で彼はヴィンケルマンに語らせている。「美は私を圧倒する。これもデーモンの方だ。それは人をひっさらい、光なき深淵を持っている。ヘリオスは薄明の中でなんとという恐怖を我々に見せるのか！それは測り知れない。それは古代人が知っていた美の夜明けの国である。」（『ハウプトマン』郁文堂版）この見方はまたハウプトマンの根底にあるギリシア古典美の真相であろう。

ハウプトマンから時代をへだてて、古代的世界を求めたドイツの文芸家について簡単に見ておくことも意味があると思う。ヴィンケルマンにならってゲーテはレモンの花咲くミニョンの国に憧れてイタリア旅行したことは余りに有名である。続いてウィルヘルム・フンボルトも外交官として長くローマに滞在して美学論を書いた。それに反し詩人シラー、ヘルダーリンは戯曲や詩においてドイツ美的理念の世界をギリシア古代に求めた。近代に於いてはニーチェ、ブルクハルト、トマス・マンの作品の流れに古典美の理念が具象化していることを見過すわけにはいかない。特にマンの「ヴェニスに死す」は正にその結晶である。現代ではドイツ人自身が南の国に憧れてそのバカンス旅行の顕著なものには何を語っているのであろう。フランス人のように革命を経ずして長いこと国家と社会に呪縛された民族にはギリシアの古代世界はルネサンス的人間性の解放であった。その導火線となったのは、18世紀前半に生を得た風雲児ヴィンケルマンのローマ人化した奇遇な美術史家の生涯に帰するのである。

横溝政八郎氏によれば、ハウプトマンは「ヴィンケルマンの表面的経過の事実につ

走幅跳びについては、助走のスピードをいかに踏み切りに生かして遠くへ跳ぶかということが問題である。技術上達のための時間を要するので、これは今後の課題である。もちろん、走力、脚力等も考慮する必要がある。

砲丸投げについては、まず第一に投げる（突き出す）フォームを正しく指導しつつ、重量の移行〔ソフト・ボール（3号）→軽い砲丸（4.0kg）→正規の重量（5.45kg）〕を時間をとって練習し、重いという概念を少しでも取り除くように指導するとともに、今後は各自の筋力（握力・背筋力等）をどのように砲丸投げと結びつけるかが課題である。

本研究では、体格を考慮した具体的な評価基準を設定し、それによって実際に生徒の運動能力を評価して、生徒本人がどのように体力向上に意欲をもてたかという、いわゆる学習局面についてのデータ分析には及ばなかった。これがこれからの分析課題である。

この研究を行うにあたって御指導をいただいた東京大学・青山昌二助教授に謝意を表わすとともに、本校の体育主任・倉地芳行先生及び保健体育科の皆様の御協力に感謝いたします。

#### 《参考文献》

- 1) 水野忠文著：青少年体力標準表，東京大学出版会
- 2) 青山昌二：体育測定の指導と処理・その活用，体育の科学1976年3月号
- 3) 松田智男・青山昌二：高校生の回帰分析による運動能力の推定と評価，城南紀要1970年
- 4) 文部省体育局：スポーツ・テスト（第4章・スポーツ・テスト—結果の統計処置）
- 5) 青山昌二：受験との関連よりみた大学生の体格・体力に関する研究，東京大学・体育学紀要1981年
- 6) 音海紀一郎：高校生の体力評価に関する研究，日本体育学会測定専門分科会，CIRCULAR，No. 42.

身長と体重の相関は、〈表3〉にも表われているように、身長の高いものは体重も一般的に重いということを顕著にあらわしている。

〈表4～表7〉は身長と運動能力の関係を示したものである。全体的にみて、身長の高いほうへよるにしたがって記録も高くなっており、体格の優れているものは劣っているものより有利であることがわかる。特に砲丸投げについてみるならば、成績についての評価ではなく、体格についての評価をしているようなもので、体格の劣っているものの大半は、益々「やる気」をなくす結果となりかねない。したがって身長別グループの中でどの位置にあるかを評価することによって、これまで低い評価点しかももらえなかったものでも高い評価点をもたらえるようになって「やる気」を起こさせることができるし、反面、身長の高いものでも、今後は普通あるいはそれ以下の低い評価点しかももらえなくなり、それによってなお一層努力するようになるであろう。

〈表8～表11〉は体重と運動能力の関係を示したものである。体重の重いものの方がやはり高い値を示しているといえる。特に砲丸投げと背筋力の間には高い相関がみられる。

〈表12〉は全体の体格と運動能力の相関表を示したものである。

体格と砲丸投げをみると、身長とは0.44、体重とは0.51という非常に有意な相関がみられる。さらに運動能力どうしの相関をみると、ほとんど種目間に相関がみられる。なかでも50M走と走幅跳びに高い相関があるということは、全体的にみて走力がいかに跳躍力をひきだしているかということであり、速いということがそれだけ跳躍力があるということにつながっている。

## 要 約

体育実技において、測定した記録の結果は、「測りっぱなし」にすることなく、生徒各人に自分の体力についての関心を高めさせ、彼等を励まし、意欲的に体育の授業にとりくませるような評価がなされなければならないし、そのような指導が必要になってくるのである。そのための評価点の与え方として、身長との相関のある種目については、体格の大・小からくる有利・不利を取り除いた評価法をもってするのがよいと考えられる。

本研究は、運動能力の測定種目として走・跳・投の三種目を選択し、生徒の運動能力の評価を行ったもので、その結果、次のような事実が判明した。

50M走においては、各区分ともにあまり差はみられなかったが、スタートのしかたに工夫が必要である。

(4) 運動能力相互間の相関表の算出

体格、運動能力の相関係数

表12 体格・運動能力の相関係数

区 分	身 長	体 重	50 M 走	走 幅 跳	砲 丸 投	背 筋 力
身 長		0.47	0.12	0.18	0.44	0.35
体 重			0.33	0.29	0.51	0.35
50 M 走				0.74	0.34	0.35
走 幅 跳					0.47	0.30
砲 丸 投						0.60
背 筋 力						

身長・体重の大小と運動能力の大小との間にみられる関係について、統計的に分析したものが相関係数である。相関係数を求める式は、

$$r = \frac{\sum xy}{\sqrt{\sum x^2 \cdot \sum y^2}}$$

( $\sum xy$ …偏差積和,  $\sum x^2 \cdot \sum y^2$ …各種目の偏差平方和)

である。

全体の体格・運動能力の相関係数行列は、<表12>に示してある。この相関係数行列によって体格と運動能力、および運動能力どうしの相関の有無、程度が明らかとなる。

### 結 果 ・ 考 察

体格、運動能力の平均値および標準偏差は、<表1>のとおりである。この値を文部省全国値に比較してながめてみると、体重で0.9 kg本校値（標本値）の方がまさっているほかは、すべて全国値を下まわっている。特に走幅跳び、背筋力は $\frac{1}{2}$ 標準偏差を上まわる開きをみせている。

身長別に三つのグループ（A・B・C）に分けたものが<図1>であり、それぞれの運動能力の平均値を示したものが<表2>である。この結果が示すように、たとえば、砲丸投げでは身長の大なるAグループの平均値が733.4 cmであるのに、身長の小なるCグループでは632.4 cmである。背筋力においても両者では15.6 kgもの開きがみられる。したがって、身長の大きいものほど一般的に運動能力の記録がまさっていることがわかる。このことは、体格の優れているものは少しの努力で好記録が生まれやすく、体格の劣っているものは努力をしても前者の記録に近づくとということ、はなはだむずかしいということを示している。しかし、現実に行なわれている実技評価は、記録中心になされているのが実情である。

表10 体重と砲丸投げの相関表

体重(kg)	砲丸投 (cm)											N	
	400 ~449	450 ~499	500 ~549	550 ~599	600 ~649	650 ~699	700 ~749	750 ~799	800 ~849	850 ~899	900 ~949		950 ~999
93.9 ~89.0											1		(人) 1
88.9 ~84.0					1				1	2			4
83.9 ~79.0						1							1
78.9 ~74.0				1			1					1	3
73.9 ~69.0					2	2	2	2	1		1		10
68.9 ~64.0			1	1	1	1	3	1	2				10
63.9 ~59.0	1				4	2	4	4	1				16
58.9 ~54.0			1	5	8	6	3	2					25
53.9 ~49.0		1		6	2	3	1		1				14
48.9 ~44.0			1	1	2	2							6
N	1	1	3	14	20	17	14	9	6	2	2	1	90

r=0.51

表11 体重と背筋力の相関表

体重(kg)	背筋力 (kg)											N	
	~ 79.9	80.0 ~ 89.9	90.0 ~ 99.9	100.0 ~ 109.9	110.0 ~ 119.9	120.0 ~ 129.9	130.0 ~ 139.9	140.0 ~ 149.9	150.0 ~ 159.9	160.0 ~ 169.9	170.0 ~ 179.9		180.0 ~ ~
93.9 ~89.0									1				(人) 1
88.9 ~84.0						1		2	1				4
83.9 ~79.0				1									1
78.9 ~74.0			1						1			1	3
73.9 ~69.0		1			3		1	4	1				10
68.9 ~64.0		1		1	2		2	1	2	1			10
63.9 ~59.0	1			2	2	3	6	1	1				16
58.9 ~54.0			2	3	9	5	4	1			1		25
53.9 ~49.0	1	1	1		4	4		2	1				14
48.9 ~44.0		1	1	1	2			1					6
N	2	4	5	8	22	13	13	12	8	1	1	1	90

r=0.35

(3) 体重と運動能力の相関表

表8 体重と50M走の相関表

体重(kg)	50M走(sec)										N
	8.5 ~8.4	8.3 ~8.2	8.1 ~8.0	7.9 ~7.8	7.7 ~7.6	7.5 ~7.4	7.3 ~7.2	7.1 ~7.0	6.9 ~6.8	9.7 ~6.6	
93.8 ~89.0					1						(人) 1
88.8 ~84.0		1		1		1		1			4
83.9 ~79.0				1							1
78.9 ~74.0						1	2				3
73.9 ~69.0		1			2	2	2	1	2		10
68.9 ~64.0	2				2	2	3	1			10
63.9 ~59.0			1		2	1	5	3	3	1	16
58.9 ~54.0					4	5	5	6	3	2	25
53.9 ~49.0					3	3	2	4		1	13
48.9 ~44.0						1		3		1	5
N	2	2	1	2	14	16	19	19	8	5	88

r = 0.33

表9 体重と走幅跳びの相関

体重(kg)	走幅跳(cm)											N
	230 ~229	260 ~259	290 ~289	320 ~319	350 ~349	380 ~379	410 ~409	440 ~439	470 ~469	500 ~499	530 ~529	
93.9 ~89.0	1											(人) 1
88.9 ~84.0		1				2		1				4
83.9 ~79.0							1					1
78.9 ~74.0						1		1	1			3
73.9 ~69.0				1		1	3	1	3		1	10
68.9 ~64.0			1		1	1	1	3	2	1		10
63.9 ~59.0				1		1	2	4	3	3		15
58.9 ~54.0					1	5	6	4	5	2	1	25
53.9 ~49.0					1	1	4	4	3	1		14
48.9 ~44.0							2	1	1	1		5
N	1	1	1	2	3	12	19	19	18	8	2	88

r = 0.29

表6 身長と砲丸投げの相関表

身長(cm)	砲丸投 (cm)											N	
	400 ~449	450 ~499	500 ~549	550 ~599	600 ~549	650 ~699	700 ~749	75. ~799	800 ~849	850 ~899	900 ~949		950 ~999
185.8 ~182.9										1			(人) 1
182.8 ~179.9						2			1				3
179.8 ~176.9							2				1	1	4
176.8 ~173.9					2	2	2				1		7
173.8 ~170.9				2	4	3	2	1	2	1			15
170.8 ~167.9				4	4	2	4	3	2				19
167.8 ~164.9	1			1	5	4	1	3					15
164.8 ~161.9				2	2	1		1	1				7
161.8 ~158.9		1	2	2		2	2	1					10
158.8 ~155.9			1	2	3	1	1						8
155.8 ~152.9				1									1
N	1	1	3	14	20	17	14	9	6	2	2	1	90

r = 0.44

表7 身長と背筋力の相関表

身長(cm)	背筋力 (kg)											N	
	79.9 ~89.9	80.0 ~89.9	90.0 ~99.9	100.0 ~109.9	110.0 ~119.9	120.0 ~129.9	130.0 ~139.9	140.0 ~149.9	150.0 ~159.5	160.0 ~169.0	170.0 ~179.9		180.0 ~
185.8 ~182.9								1				(人) 1	
182.8 ~179.9							1	2				3	
179.8 ~176.9					1				2			1	4
176.8 ~173.9				1	1		1	3	1				7
173.8 ~170.9					5	3	4	1	2				15
170.8 ~167.9			2	4	3	5	2		1	1	1		19
167.8 ~164.9	1	1	1	1	6	2	2	1					15
164.8 ~161.9		1	1		2			2	1				7
161.8 ~158.9	1	1	1		3	1	1	1	1				10
158.8 ~155.9		1		1	2	1	2	1					8
155.8 ~152.9				1									1
N	2	4	5	8	23	12	13	12	8	1	1	1	90

r = 0.35

(2) 身長と運動能力の相関表

表4 身長と50M走の相関表

身長(cm) \ 50M (sec)	8.5 ~8.4	8.3 ~8.2	8.1 ~8.0	7.9 ~7.8	7.7 ~7.6	7.5 ~7.4	7.3 ~7.2	7.1 ~7.0	6.9 ~6.8	6.7 ~6.6	N
185.5 ~182.9								1			(人) 1
182.8 ~179.9						1	1		1		3
179.8 ~176.9					1		3				4
176.8 ~173.9					2	1	3		1		7
173.8 ~170.9				1	2	2	6	4			15
170.8 ~167.9				1	2	6	3	3	3	1	19
167.8 ~164.9		1	1		2	1		5	2	3	15
164.8 ~161.9		1			2	1		2	1		7
161.8 ~158.9					2	3	1	2			8
158.8 ~155.9					1	1	2	1		1	8
155.8 ~152.9	2							1			1
N	2	2	1	2	14	16	19	19	8	5	88

r = 0.12

表5 身長と走幅跳びの相関表

身長(cm) \ 走幅跳 (cm)	230 ~229	260 ~259	290 ~289	320 ~319	350 ~349	380 ~379	410 ~409	440 ~439	470 ~469	500 ~499	530 ~529	N	
185.8 ~182.9							1					(人) 1	
182.8 ~179.9							1	2				3	
179.8 ~176.9							2	2				4	
176.8 ~173.9	1						3	2	1			7	
173.8 ~170.9					3	1	5	2	4			15	
170.8 ~167.9					5	2	3	4	1	1	1	17	
167.8 ~164.9		1		1	1	1	4	2	3	2		16	
164.8 ~161.9				1	1	1	1		2		1	7	
161.8 ~158.9					1	5	2	2				10	
158.8 ~155.9			1		1	1	3			1		7	
155.8 ~152.9								1				1	
N	1	1	1	2	3	12	19	19	18	8	2	2	88

r = 0.18

図1 (1)身長の大・中・小三区分別運動能力

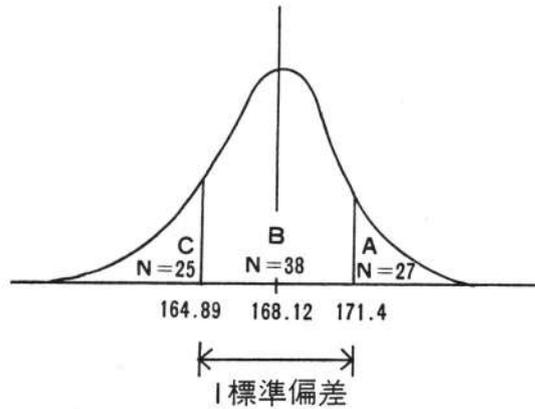


表3 身長と体重の相関表

(cm) 身長	体 重 (kg)										N (人)
	44.0 ~48.9	49.0 ~53.9	54.0 ~58.9	59.0 ~63.9	64.0 ~68.9	69.0 ~73.9	74.0 ~78.9	79.0 ~83.9	84.0 ~88.9	89.0 ~93.9	
185.8 ~182.9									1		1
182.8 ~179.9				1		2					3
179.9 ~176.9					1	1	2				4
176.8 ~173.9		1	1	2		2				1	7
173.8 ~170.9		2	3	4	5	1			1		16
170.8 ~167.9		2	6	5		1	1	1	1		17
167.8 ~164.9	1	1	11	2					1		16
164.8 ~161.9	1	3	1		1	2					8
161.8 ~158.9	2	5	1		1	1					10
158.8 ~155.9	1		2	2	2						7
155.8 ~152.9	1										1
N	6	14	25	16	10	10	3	1	4	1	90

$r = 0.47$

大小が運動能力の結果に大いに関係している。したがって体格の大小を無視した目標設定や評価法は学習意欲にも大きな影響を与えているのではあるまいか。体格を考慮した体力評価の方法が正課体育実技に取り入れることは今後の課題である。

本研究は、以上の視点から、私立獨協高校（男子校）3年生90名を対象として、統計的に実証しようとするものである。

分析に用いた資料は、身長・体重・背筋力については昭和55年4月の定期健康診断時のデータであり、50M走・走幅跳び・砲丸投げについては授業中の測定記録であり、測定期間は、練習期間を含めて昭和55年9月より約3ヶ月間を当てた（週1回100分授業）。

50M走は、1回に2名ずつスタートの旗を合図にセパレート・コースを走らせ、個々に計時し、2回走らせて記録の上位のものを採用した。走幅跳びは、任意の助走距離より2回跳び、記録の上位のものを採用した。砲丸投げは、高校男子用（5.45kg）を使用し、2回投げて記録の上位のものを採用した。

### 体格運動能力との相関

#### 体格・運動能力の平均値と標準偏差

本校生徒の体格および運動能力の平均値（M）と標準偏差（S・D）及び各項目の最高値（Max）、最低値（Min）を<表1>に示してある。

表1 体格・運動能力の平均値と標準偏差

項目	身長 (cm)	体重 (kg)	50 M 走 (sec)	走幅跳 (cm)	砲丸投 (cm)	背筋力 (kg)
M	168.12	61.4	7.19	414.3	679.5	124.6
S・D	6.47	10.06	0.38	57.69	100.0	21.1
Max	183.1	93.5	6.7	535.0	998.0	180.0
Min	152.9	44.0	8.5	226.0	413.0	75.0
N	90	90	88	88	90	90
S.55年度 全国平均	169.6	60.5	7.27	453.98		139.61

#### 分析の方法

##### (1) 身長の大・中・小三区分別運動能力

表2 身長の大中小三区分別運動能力

項目	身長 (cm)	体重 (kg)	50 M 走 (sec)	走幅跳 (cm)	砲丸投 (cm)	背筋力 (kg)
A	175.4	66.9	7.3	420.5	733.4	135.3
B	168.2	60.9	7.3	415.1	670.2	118.4
C	160.1	56.1	7.4	400.9	632.4	119.7

※A…171.4cm以上, B…171.3~164.9cm, C…164.8cm以下 N=90

# 高校生の体力評価に関する統計的分析

音 海 紀一郎

## 緒 言

青少年の体力の低下が社会的な問題となってすでに久しい。言うまでもなく、高校生の生活というのは、学校生活を中心としている。この時期の彼等については、男子の身体面では、中学を卒業する頃から見えはじめていた第二次性徴といわれる一連の身体的変化がさらに顕著になって、生殖機能も一段と発育した段階に到達する。また、内臓器官や筋肉・骨格等も、身長・体重と同じように著しい発育発達を遂げる。これらの生物的变化に伴って精神面においても著しい変化があらわれてくる。つまり、高校生の生活は、身体・精神両面における急激な変化の中で営まれていると言えるのである。もちろん、身体上・精神上の成長段階・発育段階には、個人差があることは言うまでもない。こうした身体・精神の両面のほかに、現在の高校生の生活構造を特徴づけているものがいくつかある。その第一には大学入試のための受験準備というものがあげられる。受験生活は、日々の自由時間における身体活動を消極的にし、肉体的疲労を極度に避けようとすることや時間的余裕のなさを理由に、正課の体育時の活動をはじめ、運動クラブ活動に対しても相当の規制をしてしまう。その結果、運動不足によって心身をゆがめてしまい、それが昂じていわゆる「受験ノイローゼ」というような現象も起きてくるのである。入試制度の改革が叫ばれながらも、ますます受験勉強に明け暮れせざるをえないのが現状である。そういう高校生活が彼等の体格や体力にどのような影響を及ぼしているか、彼等の生活とともにある現場の体育教師の目で捕えてみようと考えた。そこに何らかの問題点を把握し、指導の方向性を見出すことができれば、単に現場の体育教師の問題にとどめておくだけでなく、広く全教師の関心事として、どのようにその体力を評価し、体力の向上や意欲を養わせるかということを生徒指導の大きな柱とすべきだと考えるからである。

## 研究目的および方法

正課体育で実技指導をしてみると、一般的にみて、体格の優れている生徒は、劣っている生徒に比べて運動能力の優れているものが多い。授業で実施した陸上競技の種目から50M走（走）・走幅跳び（跳）・砲丸投げ（投）を中心に検討した結果、体格の

本号では、試みに紙質を変え、紙面の余白の部分を拡げてみた。幾分なりとも従来より見やすくなったと好評であれば、次号以降も踏襲したい。

このところ、世間では中学・高校教育に対する批判に厳しいものがある。不信とすら言える。それは親から子へ、子から親へと増幅され、すべてをまきこむ渦流のごとく深刻の度を加えている。その因は、教育の側にもあることは否めない。教育技術による対応の立ち後れもあろうが、問題はより根元にあるように思える。求められるのは教養、知性の発露ではなからうか。かりに、教師の関心が教育に直接関りのない趣味の世界にあるとしても、そこで培われた余裕、温かな目が、後進育成の力量となるものではないか。

この「研究紀要」の存在を誇示したいところである。

わが獨協中・高等学校は、来年、創立百周年を迎える。「研究紀要」も、百周年記念号としてより充実した内容にと、委員一同、鋭意企画に取り組んでいる。

(服部)

紀要委員

委員長 服部 武司 委員 安藤 維男  
委員 永澤 重利  
委員 木村 重利  
委員 藤本 義信

研究紀要 第6号

昭和57年6月20日 印刷

昭和57年6月30日 発行

発行者 東京都文京区関口3丁目8番1号

獨協中・高等学校 紀要委員会

編集者 服部 武司 (代表)

印刷所 東京都豊島区東池袋5丁目6番14号

株式会社 豊島プリンティング

TEL (984) 4651 (代)

# Review of Dokkyo Secondary High School

---

No. 6

1982

---

## Articles

- Über „Der Deutsche Zollverein“ .....Eishi Kuji 1
- A Statistical Analysis of the Physical Strength Evaluation of Senior  
High School Students.....Kiichiro Otomi (1)
- Concerning the Materials for the History of the Slash and Burn Farming  
in the Middle Ages of Japan.....Takashige Arai 17

## Introduction & Book Reviews :

- Interpretation der Novelle „Die letzte Reise“ von Werner Bergengruen  
—Winckelmanns Tod —.....Nobuteru Maeda (11)
- Jiro Hatakeyama : *Kiso Yoshinaka* .....Atsushi Kobayashi (13)

## Translation :

- Otto Ahrendt : „Winckelmann als Lehrer  
in Seehausen“.....Nobuteru Maeda (19)

## Essay :

- Erasmus “Deux Patrons” by Georges Duhamel.....Kazuhito Hayashi (29)

---

## Edited by

Dokkyo Secondary High School Review Committee

Address : Dokkyo Secondary High School

1-8 3chôme, Sekiguchi, Bunkyo-ku, Tokyo